

ベトナムにおける
労働許可書／ビザ（査証）の取得手続き

2017 年 1 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ハノイ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

ご利用上の注意

本マニュアルでは、主にベトナム、ハノイ市での労働許可書／ビザ（査証）申請についてまとめております。他省・都市での申請には必要書類等若干異なる場合がありますので、ご注意ください。法改正や実際の運用改正の頻度が高い分野ですので、取得手続きに入る際は、再度、専門家または関連機関にお問い合わせされることをお勧めします。

また、法規の和訳は仮訳であり、正文はベトナム語原文をご参照ください。

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所が現地コンサルタント AIC VIETNAM CO., LTD. に作成委託し、2017 年 1 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび AIC VIETNAM CO., LTD. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび AIC VIETNAM CO., LTD. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ハノイ事務所
E-mail：vha@jetro.go.jp

JETRO

目次

労働許可書（ワークパーミット）とビザ（査証）の違い.....	1
第1部 労働許可書（ワークパーミット）取得.....	2
第1章 概要.....	2
第2章 必要書類とスケジュール.....	5
第2部 労働許可書に関するFAQ.....	12
第3部 ビザ（査証）取得.....	18
第1章 概要.....	18
第2章 必要書類とスケジュール.....	21
第4部 ビザ取得に関するFAQ.....	24
労働許可証取得に係る関連法令集.....	26
【労働法 No. 10/2012/QH13（抜粋）】.....	27
【政令 No.11/2016/ND-CP】.....	28
【通達 No.40/2016/TT-BLĐTBXH】.....	33
【通達 No. 40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の各種様式（フォーム）】.....	36
【出入国管理法 No.47/2014/QH13 号】.....	41
辞令（Appointment letter）サンプル.....	49

ベトナムにおける労働許可書／ビザ（査証）の取得手続き

労働許可書（ワークパーミット）とビザ（査証）の違い

外国人がベトナムで働く場合、ほとんどのケースにおいて労働許可書とビザ（査証）の取得が必要となります。どちらもベトナム政府が発給するものですが、発給目的が異なります。

【労働許可書（ワークパーミット）】

- 外国人のベトナムにおける就労を認める許可書である。
- ベトナムで働くすべての外国人は、労働許可書の取得が義務づけられている（免除対象者を除く）。
- 市・省の労働傷病兵社会事業局、または工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク・経済特区の管理委員会より発給される。

【ビザ（査証）】

- ベトナムへの入国・滞在を許可する証明書である。
- 現在のベトナムの法律では、日本人がビザなしでベトナムに滞在できる期間は、入国日を起算日として 15 日間であり、それを超える滞在の場合は、目的に応じたビザの取得が必要となる（ビザなしの場合、パスポート残存期間が 6 カ月以上あり、直近でベトナム出国日から 30 日以上経過していることが条件）。
- 出入国管理局、または他の管轄機関より発給される。

労働許可書とビザは、ベトナム側発給機関が異なり、それぞれ手続きを行い、取得しなければなりません。混同されやすいですが、上記のとおり異なるものだということをご理解ください。

本冊子ではこの 2 種の証明書の取得方法について、解説いたします。

第 1 部

労働許可書（ワークパーミット）取得

第 1 章 概要

1. 取得対象者

ベトナムの法律に基づき設立された企業、機関、組織で働く外国人労働者。

2. 免除対象者（P.10 を参照）

免除対象に該当する場合は、労働許可書の取得を免除される。ただし、幾つかの特定の場合を除き、免除対象者の申請が必要。

3. 労働許可書の種類

以下の3種類での申請が可能。

種類	対象者
管理職／CEO	下記いずれかに該当する者 ・ 企業法の規定に基づく企業を管理する者、または機関・組織のトップ、またはその者より委任を受けた者。 ・ 機関・組織・企業の部門のトップで直接管理を行う者。
専門家	下記いずれかに該当する者 ・ 着任後の職務を専攻分野とする大学での学位を取得しており、当該分野で3年以上の勤務経歴を有する者。 ・ 外国の機関・企業・組織が発行した専門家としての証明書を有する者。
技術者	当該分野または他分野で3年以上の勤務経歴があり、外国企業で1年以上のトレーニングを受けた者。

4. 外国人雇用の登録手続き

雇用者は、外国人労働者の新規・追加・代変採用予定日の少なくとも 30 日前までに、本社所在地の管轄労働傷病兵社会事業局（労働局）、労働傷病兵社会事業省（外国の非政府組織、国際組織などが申請する場合）に対して、外国人労働者の雇用が必要である事を説明する報告書（職位、役職、人数、労働時間、使用理由などの情報を含む）を提出する。報告書提出から承認されるまでの期間は 15 日以内である。ただし、実際には承認を取得できるまで約 3～4 週間要している。

【注意】提出先が工業団地管理委員会、または省レベルの人民委員会の地域もある。雇用者は、人民委員会の委員長へ外国人労働者の雇用を説明する書面を作成し、書面で承認を受ける必要がある。

る。

《根拠法》 政令 No.11/2016/ND-CP 第 4 条（以下、政令 11 号とする）、通達 No.40/2016/TT-BLDTBXH（以下、通達 40 号とする）第 4 条

5. 申請時期／申請先／発給にかかる期間

申請時期	前項 4.の承認を取得後、外国人労働者の勤務開始 15 営業日前までに申請を行う。
申請先	労働傷病兵社会事業省、管轄する市・省の労働局、工業団地・輸出加工区・ハイテクパーク・経済特区の管理委員会、または省レベル人民委員会。
発給にかかる期間	新規・申請の場合は申請後 7 営業日以内、再取得の場合は申請後 3 営業日以内。

6. 発給手数料

財政省の通達No.250/2016/TT-BTCおよび関連法令に基づき、労働許可書発給に係る手数料は、各省・市の人民評議会で決定される。ハノイ市における労働許可書発給の手数料は以下のとおり（2017年1月時点）。

No.	項目	発給手数料
1	労働許可書の新規発行	400,000 VND（ベトナムドン）
2	労働許可書の再発行	300,000 VND
3	労働許可書の延長	200,000 VND

7. 有効期間

最大 2 年間。

8. 労働許可書を取得しない場合の処罰

対象	処罰内容
不法就労者 ・ 労働許可書を取得しない外国人労働者 ・ 失効した労働許可書を使用する外国人労働者	国外追放 （労働局は、不法就労者を確定した日から 15 営業日以内に、公安機関に対しその者の国外追放を要請する）
不法就労者を使用する雇用者	・ 3,000 ～7,500 万 VND（以下、ベトナムドン）の罰金 ・ 1～3 カ月の活動停止処分を科される可能性あり

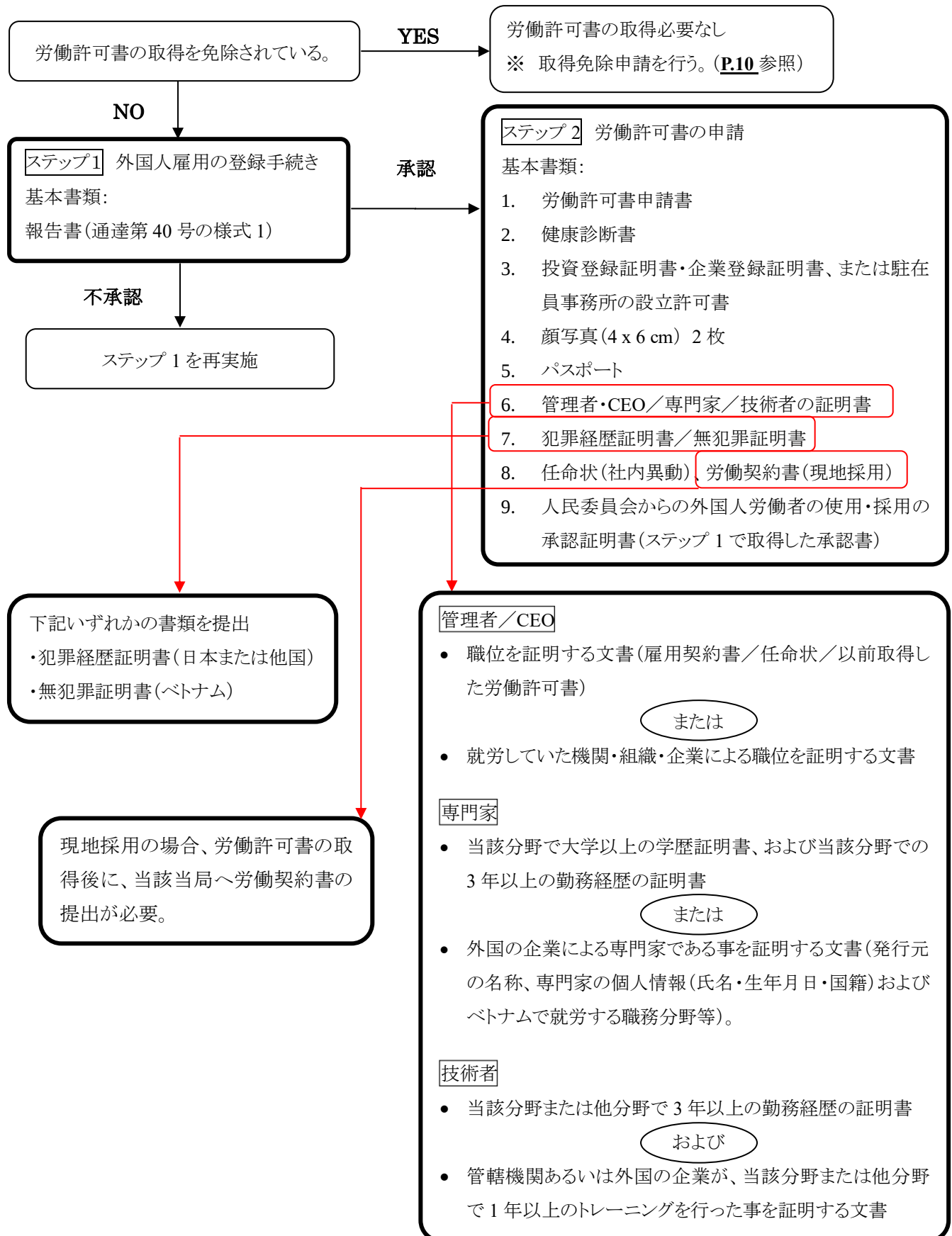
《根拠法》 2013 年 8 月 22 日付政令 No.95/2013/ND-CP 第 22 条、2015 年 10 月 7 日付政令 No.88/2015/ND-CP 第 1 条 15 項、政令 11 号第 18 条 3 項

9. 関係機関リスト

ハノイ市	ホーチミン市
<u>ハノイ市労働傷病兵社会事業局</u> (SỞ LAO ĐỘNG-THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI HÀ NỘI) 住所：75 Nguyen Chi Thanh, Dong Da, Hanoi 電話：04 3835 8868 <u>労働傷病兵社会事業省（職業安定局）</u> (CỤC VIỆC LÀM – BỘ LAO ĐỘNG-THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI) 住所：8B Ton That Thuyet, Cau Giay, Hanoi 電話：04 3826 9517 <u>在ベトナム日本国大使館</u> (ĐẠI SỨ QUÁN NHẬT BẢN TẠI VIỆT NAM) 住所：27 Lieu Giai, Ba Dinh, Hanoi 電話：04 3846 3000 <u>外務省領事局</u> (CỤC LÃNH SỰ) 住所：40 Tran Phu, Hanoi 電話：04 3799 3125 <u>ハノイ市司法局</u> (SỞ TƯ PHÁP HÀ NỘI) 住所：1B Tran Phu, Ha Dong, Hanoi 電話：04 3354 6163	<u>ホーチミン市労働傷病兵社会事業局</u> (SỞ LAO ĐỘNG-THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI TP. HCM) 住所：159 Pasteur, Dist.3, HCM 電話：08 3829 1302 <u>在ベトナム日本国総領事館</u> (TỔNG LÃNH SỰ QUÁN NHẬT BẢN TẠI TP. HCM) 住所：261 Dien Bien Phu, Dist. 3, HCM 電話：08 3933 351 <u>ホーチミン市外務局領事室</u> (PHÒNG LÃNH SỰ-SỞ NGOẠI VỤ TP. HCM) 住所：6 Alexandre de Rhodes, Dist., 1, HCM 電話：08 3822 4224 <u>ホーチミン市司法局</u> (SỞ TƯ PHÁP THÀNH PHỐ HỒ CHÍ MINH) 住所：141-143 Pasteur, Dist.3, HCM 電話：08 3829 0230

第2章 必要書類とスケジュール

1. フローチャート



2. 提出書類の詳細とスケジュール（ハノイ市内の場合／日本で書類を合法化するケースを想定）

No	項目		申請／ 取得機関	取得場所		スケジュール（週間）									
				日本	ベトナム	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	外国人の雇用登録手続き Công văn xin chấp thuận chủ tịch Ủy ban nhân dân		労働局		○										
2	健康診断書 Giấy khám sức khỏe (P.14 質問 11 および質問 12 参照)		指定病院	△ ⁱ	○										
3	投資登録証明書・企業登録証明書（駐在員事務所の場合、設立許可書）の公証版 Bản công chứng giấy chứng nhận đầu tư / Giấy chứng nhận đăng ký doanh nghiệp (Trong trường hợp văn phòng đại diện là giấy phép thành lập văn phòng đại diện)		計画投資局 ／商工局 他		○										
4	顔写真 2 枚（4×6cm、背景白、無帽、メガネ無） 2 ảnh (kích thước 4x6cm, phông trắng, không đội mũ, không đeo kính)				○										
5	パスポートの公証 Bản công chứng hộ chiếu				○ ⁱⁱ										
6	管理者 CEO	管理職経験証明書 Văn bản chứng nhận kinh nghiệm quản lý	勤務先（または元勤務先）	○											
7.1	専門家	当該分野での大学以上の学歴の証明書 Bằng đại học (hoặc trên đại học) ở lĩnh vực tương đương	大学	○											

ⁱ 外国の病院は具体的に指定されているわけではなく、承認されないケースもあるため、注意が必要。

ⁱⁱ パスポートは全ページ公証となる。

No	項目		申請／ 取得機関	取得場所		スケジュール（週間）									
				日本	ベトナム	1	2	3	4	5					
7.2		当該分野での3年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất trên 3 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương đương	勤務先（また は元勤務先）	○		取得後、合法化； （日本）公証役場→法務局→ 外務省→在日ベトナム公館		（ベトナム）ベトナム語へ翻 訳・公証							
7.3		外国機関・組織・企業による専門家であるこ とを証明する文書 Văn bản xác nhận là chuyên gia của cơ quan, tổ chức, doanh nghiệp nước ngoài	企業/管轄機 関/組織	○		取得後、合法化； （日本）公証役場→法務局→ 外務省→在日ベトナム公館		（ベトナム）ベトナム語へ翻 訳・公証							
8.1		当該分野での3年以上の勤務経歴の証明書 Văn bản chứng minh có ít nhất trên 3 năm kinh nghiệm làm việc ở lĩnh vực tương đương	企業／管轄 機関／組織	○		取得後、合法化； （日本）公証役場→法務局→ 外務省→在日ベトナム公館		（ベトナム）ベトナム語へ翻 訳・公証							
8.2	技 術 者	管轄機関あるいは外国の企業が、当該分野また は他分野において1年以上のトレーニングを実 施した事を証明する文書 Văn bản xác nhận đã được đào tạo chuyên ngành kĩ thuật hoặc chuyên ngành khác ít nhất 1 năm của cơ quan, tổ chức có thẩm quyền hoặc doanh nghiệp tại nước ngoài	勤務先（また は元勤務先）	○		取得後、合法化； （日本）公証役場→法務局→ 外務省→在日ベトナム公館		（ベトナム）ベトナム語へ翻 訳・公証							
9		犯罪経歴証明書（直近居住地） Lý lịch tư pháp (Nơi cư trú gần nhất)	直近居住地の 警察（日本）	○ ⁱⁱⁱ				（ベトナム）在越日本公館の 認証 →ベトナム語へ翻訳・公証							
10.1		公安からの滞在証明書 Giấy xác nhận tạm trú của công an	居住地域の公 安（ベトナム）		○ ^{iv}										
10.2		無犯罪証明書（ベトナム） Lý lịch tư pháp (tại Việt Nam)	地方の法務局		○										

ⁱⁱⁱ 未開封のみ有効。在越日本公館の認証部分は、日本で手続きも可能。（日本）外務省→在日ベトナム公館→（ベトナム）ベトナム語へ翻訳・公証/認証

^{iv} ベトナムの滞在が6カ月以上となり、ベトナムで無犯罪証明書を取得する場合。

No	項目	申請／ 取得機関	取得場所		スケジュール（週間）				
			日本	ベトナム	1	2	3	4	5
11	任命書（社内異動の場合） Thư bổ nhiệm (Di chuyển nội bộ doanh nghiệp)	出向元	○ ^v		（取得後、合法化 （日本）公証役場→法務局→ 外務省→在日ベトナム公館）		（ベトナム）ベトナム語へ翻 訳・公証		
12	労働契約書（現地採用の場合） Hợp đồng lao động (Tuyển dụng tại Việt Nam)	雇用主（現地 法人／駐在員 事務所）		○					
13	労働許可書の申請書類 Công văn xin cấp giấy phép lao động	労働局		○					

【書類の公証作業に関する注意事項】

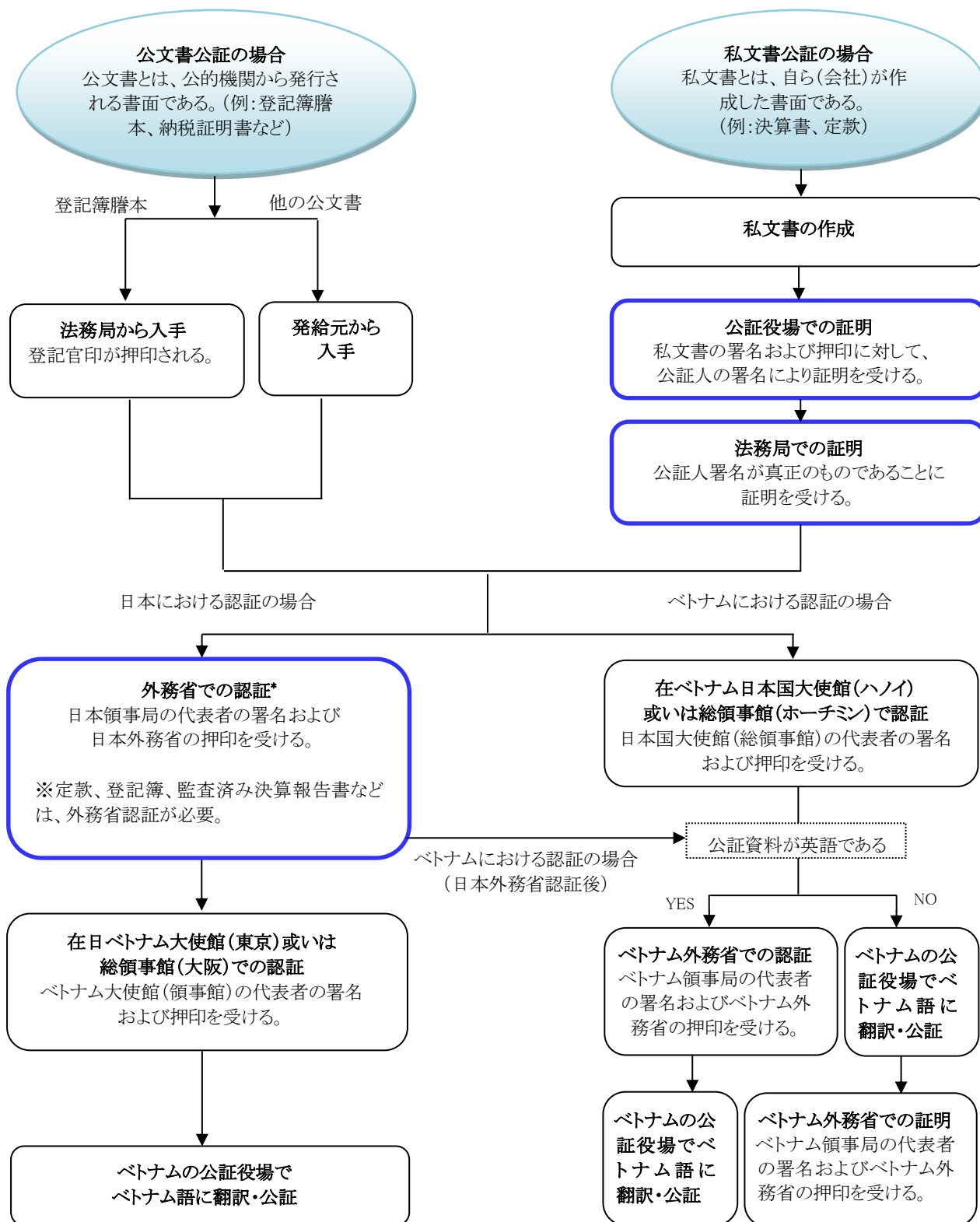
- 日本以外の外国で取得する場合、当該国での公証・認証作業が必要となる。
- 東京、大阪など地域によっては、公証役場で外務省の公印確認手続きまでを実施できるワンストップサービスが適用可。
- 上記は日本で書類を合法化するケースだが、ベトナムで合法化も可能（詳細は次頁参照）。ただし、ベトナムでの合法化はパスポート原本の提示や、本人による書類への署名が必要となり、作業が煩雑かつ時間を要することになる。現在のところ、日本でワンストップサービスを利用するケースが最も時間がかからない方法である。

^v 任命書は、法令上は領事認証不要である。ただし、実務上は、領事認証がないとベトナム語へ翻訳・公証の手続きが実施できない場合が多い。

3. 公証／認証作業

ベトナム以外で取得され、ベトナム当局に提出される書類は、原則として、書類の認証（合法化）→ベトナム語への翻訳→翻訳した文書の公証作業が必要となる。基本的な手順は以下のとおり。

なお、英語の書類も日本語と同じ作業が必要となるため、英語版による時間短縮等のメリットはない。



※青太枠の3ステップについて、東京、大阪などではワンストップサービスの提供あり。

4. 労働許可書の取得免除に係る申請

労働許可書の取得免除対象者は、勤務開始日の 7 営業日前までに、管轄する市、省の労働局に対して免除承認の取得が必要となる。ただし、下表の免除対象のうち、d)、e)、m)については、免除承認の取得は不要。

十分な書類を提出した日より 3 営業日以内に、承認文書、または不承認の場合には、その理由を明記する文書で回答を受ける。承認取得に必要な書類は以下のとおり。

《根拠法》 労働法第 172 条、政令 11 号第 7 条・8 条、通達 40 号第 10・11 条 2 項

免除対象	必要な資料
a) 有限責任会社の出資者または所有者。 b) 株式会社の取締役会の構成員。 c) 国際組織、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所、プロジェクトの代表者。 d) <u>販売活動のために、ベトナムに 3 カ月未満滞在する者。</u> e) <u>生産経営に影響を与える、または影響を与える恐れのある事故や複雑な技術上の不測の事態が生じ、ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない場合、これら进行处理するためにベトナムに 3 カ月未満滞在する者。</u> f) 弁護士法の規定に基づいて、ベトナムで弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士。 g) ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約の規定に基づく者。 h) ベトナムで就学中の生徒・学生がベトナムで就労する場合。ただし、雇用者は労働に関する省レベル国家管理機関に 7 日前までに通告しなければならない。 i) 政府開発援助 (ODA) 案件の支援のため、技術・専門コンサルティング等を目的としてベトナムで勤務する外国人 j) ボランティア k) 法律の規定に基づく、外務省が発行したベトナムにおける報道の許可書を取得している外国人労働者。 l) 外国の管轄機関の承認に基づき、外国の外交代表機関またはベトナムにおける国際機構が管理するインターナショナルスクールへ派遣される	➤ 労働許可書の免除申請書（通達第 40 号の様式 10 号） ➤ 労働許可書が免除となる外国人の情報表（氏名、年齢、性別、国籍、パスポート番号、ベトナムで勤務期間のスタート日および完了日、職位） ➤ 労働許可書の免除対象であることを証明する書類

免除対象	必要な資料
外国機関組織の教師。 m) <u>専門家、管理監督者、代表取締役社長、技術者として、ベトナムでの勤務期間が 1 回あたり 30 日未満および年間の勤務期間の合計が 90 日以下の外国人労働者。</u> n) 法律の規定に基づき、政府・省レベルの機関・中央レベルの政治社会組織が締結した国際条約を実施する外国人労働者。 o) ベトナムにおける機関、組織、企業の実習に関して合意した外国における学校・教育機関で就学している生徒・学生。 p) ベトナムにおける外国の代表機関で就労している労働者の親族(外務省の許可取得要)。ただし、ベトナムが加盟した国際条約に別の定めがある場合はこの限りでない。 q) 政府機関、政治組織、政治社会組織で就労するために公用パスポートを有する外国人労働者。 r) 労働・傷病兵・社会省の要請によって、首相が決定したその他の外国人労働者	
s) ベトナムの WTO サービス分野公約に規定されたサービス業の範囲内で、企業内異動としてベトナムで勤務する外国人。(同公約に定められたサービス業には、実務サービス、情報サービス、建設サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、医療サービス、観光サービス、文化および娯楽サービス、運輸サービスが含まれている。)	➤ 在ベトナム業務上拠点の事業分野が WTO サービス分野公約の 11 サービス業（通達 No.35/2016/TT-BCT の第 I、II 附録に属する）の範囲内で、企業内異動としてベトナムで勤務する外国人の場合、上記書類の以外、下記のとおり証明書類を追加する必要がある。 ➤ 外国人労働者を在ベトナム業務上拠点へ派遣する任命状（勤務期間を明記する必要） ➤ 「外国人労働者が管理者・社長／専門家／技術者である」旨の証明書 ➤ 外国人労働者が在ベトナム業務上拠点への赴任開始日から最低 12 カ月前に外国企業に雇用されたことを証明する書類 《根拠法》 通達 No. 35/2016/TT-BCT

第 2 部

労働許可書に関する FAQ

質問 1： 日本から駐在でベトナムに着任する場合、労働許可書は着任前に現地法人等を通じて取得することは可能？

ベトナムに拠点がある場合、可能。現在の法規上は、労働許可書は就労前に取得しなければならないが、実務上では拠点が無い場合は難しい。日系企業に関しては、現地法人／駐在員事務所設立後に労働許可書を取得しているケースがほとんどである。また、着任前に労働許可書を申請する場合、ベトナムでの無犯罪証明書取得（該当する場合）、および外国で発給された健康診断書に関する問題が発生する可能性がある。

質問 2： ベトナムに着任後、労働許可書を申請することは認められない？

質問1のとおり、規定上は着任前に労働許可書を申請することになっているが、実際には着任後申請するケースが多い。現在のところ、労働許可書取得の時期について調査されたというケースはないようだが、可能であれば着任前に労働許可証を取得することが望ましい。

質問 3： 現地に拠点を設立するためにベトナムに入国している場合は？

投資登録証明書・企業登録証明書／駐在員事務所設立許可書を取得し次第、労働許可書取得手続きに入る。その後、目的に応じたビザの申請を行う（それまでは15日未満ビザ免除、または商用ビザ、観光ビザで入国するケースが多いが、労働許可書取得後、第三国へ出国せずに就労ビザ／レジデンスカードを取得するためには、同一の勤務先を通じて商用ビザを取得しなければならない）。

質問 4： 出張者の場合、労働許可書を取得する必要があるのか？

ベトナムの現行法規上、就労する外国人は、原則として労働許可書の取得が義務付けられている。ただし、管理者・CEO・専門家・技術者である外国人労働者が、1回30日未満、入国日からの1年間に90日以下滞在する場合は、労働許可書の免除対象となり、免除申請も不要である（他のケースについては、[P.10](#)を参照）。

質問 5： 労働許可書の免除対象である「一人有限会社の所有者」、「二人以上有限会社の出資者」に委任代表者は含まれるか？

「一人有限会社の所有者」、「二人以上有限会社の出資者」は個人の投資家を指し、投資家が組織である場合（会社による投資）の委任代表者は労働許可書の取得が必要である。

質問 6： 就労する企業が WTO 加盟時に公約した 11 分野に該当するが、労働許可書免除手続きに際し、注意すべきことは？

免除手続きの実施過程で問題が発生する場合、関連組織・個人は、商工省（計画局）に対し意見を出し、解決への指導を受けることができる。

《根拠法》 通達No.35/2016/TT-BCT第5条3項

CPCコードについて

通達No.35の付録I（管理職、専門家）、および付録II（技術者）においてCPCコードが規定されている。このCPCコードが投資ライセンス上のCPCコードと一致していれば、WTO公約の11分野に該当すると判断される。

質問 7： 労働許可書を所持・使用する必要があるのは、どのような場合か？

労働許可書の提示が必要なケース、所持に関する注意事項は以下のとおり。

1. 一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）の申請時、就労ビザの申請時に提示する必要がある。
2. 外国人労働者を使用している雇用者は、労働許可書の有効期間中に労働許可書を保管する責任を有する。
3. 出入国に関する手続きの際、または担当官による要求があった場合は、外国人労働者は労働許可書を提示しなければならない。
4. 労働許可書を発給された外国人労働者が、同職位で 10 日間以上連続して別の地域の支店・駐在員事務所、または省・市内外の他の事業所に派遣され、就労する場合、新たに労働許可書を申請する必要はないが、雇用者は外国人労働者の労働許可書の写しおよび企業・組織名、職場、勤務期間、職位について説明する書面を、派遣先の最寄りの労働局へ通知しなければならない。

《根拠法》 通達 40 号第 18 条 2 項

質問 8： 公証、認証、翻訳の違いは？

公証のステップは、書類（公文書か私文書）や、公証される地域によっても異なるため、すべてを説明するのは難しい。各用語の説明は以下のとおり。

用語	説明
公証	私文書に対して公証人が行う。本冊子では主に、公証役場での公証人押印証明を指す。
認証	文書の真偽性を判断する。書類発行者以外の公的機関が行う。 本冊子では主に、外務省の公印確認、在日ベトナム公館の認証を指す。
合法化	法的に効力のある書類という事を証明する手続き。 ベトナムの当局へ提出するほとんどの書類は、合法化する必要がある。

ベトナムへ書類を提出する際、それが正しい書類であるかどうかの判断がベトナムの官庁ではできないため、まずは、外国機関の発行した文書が効力を有する事を証明する必要がある。

合法化は、書類によって異なるが、主に日本国外務省、在日本ベトナム公館、在ベトナム日本公館

で行う。

質問 9 : 労働許可書の申請で使用する書類は、何カ月前のものまで有効とされるか？

規定によると、健康診断書は12カ月以内、犯罪経歴証明書（無犯罪証明書）は6カ月以内のものが有効とあるが、実務上はどちらも6カ月以内のものを要求される。

質問 : 10 大学の卒業証明書は必ず必要か？

大学の卒業証明書の要否については、労働許可書の種類によって異なる。

種類	要否
管理職	不要。管理職経験証明書が必要。
専門家	《必要となるケース》 大学以上の卒業証明書＋当該分野における3年以上の勤務経歴を証明する書類を提出。 《不要となるケース》 外国機関・組織・企業による専門家であることを証明する文書のみを提出。
技術者	不要。ただし、当該分野または他分野における3年以上の勤務経歴を証明する書類、および国外企業で1年以上トレーニングを行ったことを証明する書類が必要。

《根拠法》 政令11号第3条3項

質問 11 : 労働許可書申請時に必要な健康診断を行う指定病院は？

《ハノイ》

No.	施設名	所在地	連絡先/ウェブサイト
1	E Hospital	91 Tran Cung, Cau Giay	(84-4) 3754 3832 http://www.ehospital.vn/
2	L'Hôpital Francais de Hanoi	1 Phuong Mai, Dong Da	(84-4) 3577 1100 http://www.hfh.com.vn/
3	Hong Ngoc Hospital	55 Yen Ninh, Ba Dinh	(84-4) 3927 5568 http://hongngochospital.vn/
4	Thu Cuc Hospital	286 Thuy Khue, Tay Ho	(84-4) 3835 5555 http://benhvienthucuc.vn
5	Xanh Pon Hospital	12 Chu Van An, Ba Dinh	(84-4) 3823 3073 http://bvxanhpon.vn/
6	Duc Giang Hospital	54 Truong Lam, Duc Giang, Long Bien	(84-4)3652 6401 http://benhvienducgiang.com
7	Hoe Nhai Hospital	17&34 Hoe Nhai, Ba Dinh	(84-4)3927 3036 http://benhvienhoenhai.vn
8	Trang An Hospital	59 Thong Phong, Ton Duc Thang, Dong Da	(84-4)3732 3665 http://www.benhvientrangan.vn
9	Dong Da Hospital	192 Nguyen Luong Bang, Dong Da	(84-4)3511 5269 http://benhviendakhoadongda.com. vn/
10	Hanoi Private Hospital	29 Han Thuyen, Hai Ba Trung	(84-4) 6255 5333 http://benhvienhanoi.vn/

11	VietLife Medical Center	・ 14 Tran Binh Trong, Hoan Kiem ・ Block 5, TT4, Tran Van Lai, MyDinh - Me Tri Urban Area, NamTu Liem	(84-4) 3787 7755 http://www.vietlifemedical.com
12	Dr.Binh Tele Clinic	11-13-15 Tran Xuan Soan, Ngo Thi Nham, Hai Ba Trung	(84-4)3941 0808
13	Bach Mai Hospital	78Giai Phong, Phuong Mai, Dong Da	(84-4) 3869 3731 http://bachmai.gov.vn
14	Family Medical Practice Ha Noi	298 Kim Ma, Ba Dinh, Ha Noi	(84-4) 3843 0748 http://www.vietnammedicalpractice.com

《 ホーチミン 》

No.	施設名	所在地	連絡先/ウェブサイト
1	People's Hospital 115	527 Su Van Hanh, 12th Ward, District 10	(84-8) 3865 4249 http://www.benhvien115.com.vn
2	Trung Vuong Hospital	266 Ly Thuong Kiet, 14th Ward, District 10	(84-8) 5448 4949 http://www.bvtrungvuong.vn
3	Thu Duc District Hospital	29 KP5 Phu Chau, Tam Phu, Thu Duc District	(84-8)3896 3194 http://www.benhvienthuduc.vn
4	Van Hanh Hospital	781/B1-B3-B5 Le Hong Phong street, Ward 12, District 10	(84-8)3863 2553 http://www.benhvienvanhhanh.com
5	An Sinh Hospital	No.10 Tran Huy Lieu Street, Ward 12, Phu Nhuan District	(84-8)3845 7777 http://ansinh.com.vn
6	Phuoc An Medical Center - Banch No.3	95A Phan Dang Luu, Ward 7, Phu Nhuan District	(84-8)6292 6575 https://ykhoaphuocan.vn/gioi-thieu/mang-luoi-hoat-dong/trung-tam-3
7	Cho Ray Hospital	No.201B Nguyen Chi Thanh street, District 5	(84-8) 3855 4137 http://choray.vn
8	FV Hospital	3 Floor, Bitexco Financial Tower, 2 Hai Trieu, District 1	(84-8) 6291 1167 http://www.fvhospital.com/
9	Columbia Asia International Clinic- Sai Gon	8 Alexandre de Rhodes, Ben Nghe, District 1, Ho Chi Minh	(84-8)3823 8888 http://www.columbiaasia.com/saigon

《 根拠法 》 公文書 No.143/KCB-PHCN&GD

なお、現時点ではリストにない病院の診断書を有効と認める地域もあるが、行政の対応が不透明なため、都度確認が必要となる。

質問 12： ベトナム国外で取得した健康診断書は有効か？

法規によると、必要な検査項目を満たしていれば、国外で発行された健康診断書も有効である。ただし、それをベトナム語に翻訳・公証する必要がある、また実際にベトナムの当局が承認するか疑問が残るため、ベトナムの指定病院で受診の方が安全である。ベトナムの国際病院における健康診断の費用は 100 米ドル程度であり、ベトナム語での診断書も発行している。なお、地域や担当者によっては、健康診断書の内容について以下の 2 点に注意をする必要がある。

- 1) HIV、HBsAg（B 型肝炎）、VDRL（梅毒）、RDTs（マラリア）の検査が要求される。
- 2) 「健康状態が良好であり、ベトナムで就労ができる」といった医師のコメントが要求される。

質問 13： 日本の犯罪経歴証明書（無犯罪証明書）をベトナムで取得できるか？

ベトナム赴任前の直近の所在地が日本の場合：日本の犯罪経歴証明書の取得が必要。

ベトナム赴任前の直近居住地が外国の場合：当該国の犯罪経歴証明書の取得が必要。

日本の犯罪経歴証明書の場合、在ベトナム日本大使館・領事館でも取得は可能であるが、申請から取得までに 2～3 カ月必要となる。

（以前はベトナムに 1 度でも入国した事がある者は、直近居住国に加えベトナムでの無犯罪証明書も要求されたが、現在は 1 カ国で発給される無犯罪証明書のみ要求される。）

質問 14： ベトナムの無犯罪証明書とは？

継続的にベトナムへ居住している者が労働許可書を申請する際、司法履歴書（無犯罪証明書）の取得が必要となる。この場合の基準となる滞在期間について明確な規定はないが、6 カ月以上が目安となる。

一般的な取得方法は、居住先の大家に依頼をし、最寄りの公安で滞在証明書を取得後、市・省の司法局へ司法履歴書（無犯罪証明書）を申請する。

質問 15： 日本本社からの社内異動（出向）の定義は？

政令 11 号第 3 条 1 項によると、企業内転勤の外国人とは、当該企業（本社や出資会社）より、12 カ月以上前に採用されてベトナムで勤務する者である。

その証明書は、本社や出資会社の代表者が発行する任命書（辞令）である。（[P.49](#) サンプルあり）

質問 16： ベトナムにおける勤務先が、二つ以上ある場合は？

勤務先ごとに労働許可書が必要である。その場合、新規扱いでの労働許可書申請・取得となる。労働許可書を複数取得する場合、同内容で別の場所で申請する際に、既に取得している労働許可書の公証版を、申請に必要な書類である職務経歴証明書の代用として当局へ提出することができる。

質問 17： 労働許可書の延長の際の注意点は？

労働許可書の延長は、有効期限の 45 日～5 日前に申請が可能。必要書類には人民委員会からの外国人労働者の使用に関する承認書（[P.2](#)「4.外国人雇用の登録手続き」参照）が含まれるため、準備は余裕を持って行うことをお勧めする。

質問 18： 労働許可書取得に関して、地域による違いがあるか？

基本的に法規に基づき執行されるため、地域差は生じてはならないはずだが、実際には地域や担当者によって法規の解釈が異なる場合があるので注意が必要である。

質問 19： 労働許可書の修正、パスポート番号の変更、労働許可書の紛失などのため、労働許可書を再発行する際の注意点は？

労働許可書を再発行する場合、必要書類は以下のとおりである。

1. 労働許可書再発行申請書
2. 写真（4 x 6cm） 2 枚
3. 既存の労働許可書原本
4. 労働許可書の紛失の場合のみ、上記 1～3 の書類に加え、区レベルの公安（または状況に応じて外国の管轄機関）からの認定書
5. その他、情報修正の場合には変更に関わる証明書類

第 3 部

ビザ（査証）取得

第 1 章 概要

1. ビザ（査証）

2015 年 1 月 1 日より、ベトナムにおける外国人の出入国、通過および居住に関する法律 No.47/2014/QH13 が発効し、外国人に対するベトナム出入国の管理が以前より厳しくなっている。ビザには、シングルビザ（1 回限り入国が許可される）、マルチビザ（複数回入国が許可される）があり、目的に応じたビザの取得(*)が必要である。

(*) 日本人の場合、ビザなしで 15 日間滞在することができる（[P.25](#) 質問 7 参照）。

◆主なビザの種類（20 種類）

査証コード	入国目的	有効期限 (月数)
NG1	共産党書記長、国家主席、国会議長、首相の招待するミッションのメンバー	12 カ月
NG2	党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、副首相、祖国戦線主席などの招待するミッションのメンバー	12 カ月
NG3	外国の代表機関、領事機関、国連に属する機関等のメンバー、およびその家族、使用人	12 カ月
NG4	外国の代表機関、領事機関、国連に属する機関等で就労する者。これらの機関を訪問する者	12 カ月
LV1	党中央に属する機関、国会、政府、祖国戦線、最高人民裁判所、最高人民検察院、国家監査院、中央省庁、中央直轄市・省の人民委員会等で就労する者	12 カ月
LV2	政治・社会組織、ベトナム商工会議所で就労する者	12 カ月
DT	外国人投資家、外国人弁護士	5 年
DN	ベトナムにおける企業で就労する外国人 (注：就労期間は 1～3 カ月までの短期)	12 カ月
NN1	国際組織のプロジェクト、外国の非政府組織の駐在員事務所の所長	12 カ月
NN2	外国企業の駐在員事務所、支店の代表者、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者	12 カ月
NN3	非政府組織、駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所で就労する者 (注：就労期間は 1～3 カ月までの短期)	12 カ月
DH	研修・学習する者	12 カ月
HN	会議、シンポジウムに参加する者	3 カ月

PV1	常駐するジャーナリスト	12 カ月
PV2	短期間の活動を行うジャーナリスト	12 カ月
LD	就労する者 (注：労働許可書を取得した後、長期間にわたりベトナムにおける企業、駐在員事務所で就労する者)	2 年
DL	観光客	3 カ月
TT	LV1、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD ビザが発給される外国人の配偶者、18 歳未満の子弟；ベトナム国民の父母、配偶者、子弟である者	12 カ月
VR	親族訪問、その他の目的の者	6 カ月
SQ	同法第 17 条 3 項に該当する者	30 日

2. 一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）

外国人は取得すべきビザの種類に応じて、一時在留許可証（以下、「レジデンスカード」とする）を申請することができる。レジデンスカードの有効期間は最長 5 年であるが、例外を除き、労働許可書取得対象者は、労働許可書の期限内での取得となる。レジデンスカードの有効期間中はビザの取得が免除される。

ビザの種類	レジデンスカードの有効期間
NN1、NN2、TT	最長 3 年
LD、PV1	最長 2 年
DT、NG3、LV1、LV2、DH	最長 5 年
NG1、NG4、DN、NN3、HN、PV2、DL、SQ、VR	対象外

3. 申請先

ハノイ市・ダナン市・ホーチミン市にある出入国管理局（公安省の管轄下）、または管轄市・省の出入国管理室（市・省の公安管轄下）。初回申請の場合、申請先は出入国管理局になる。

4. 未取得時の処罰

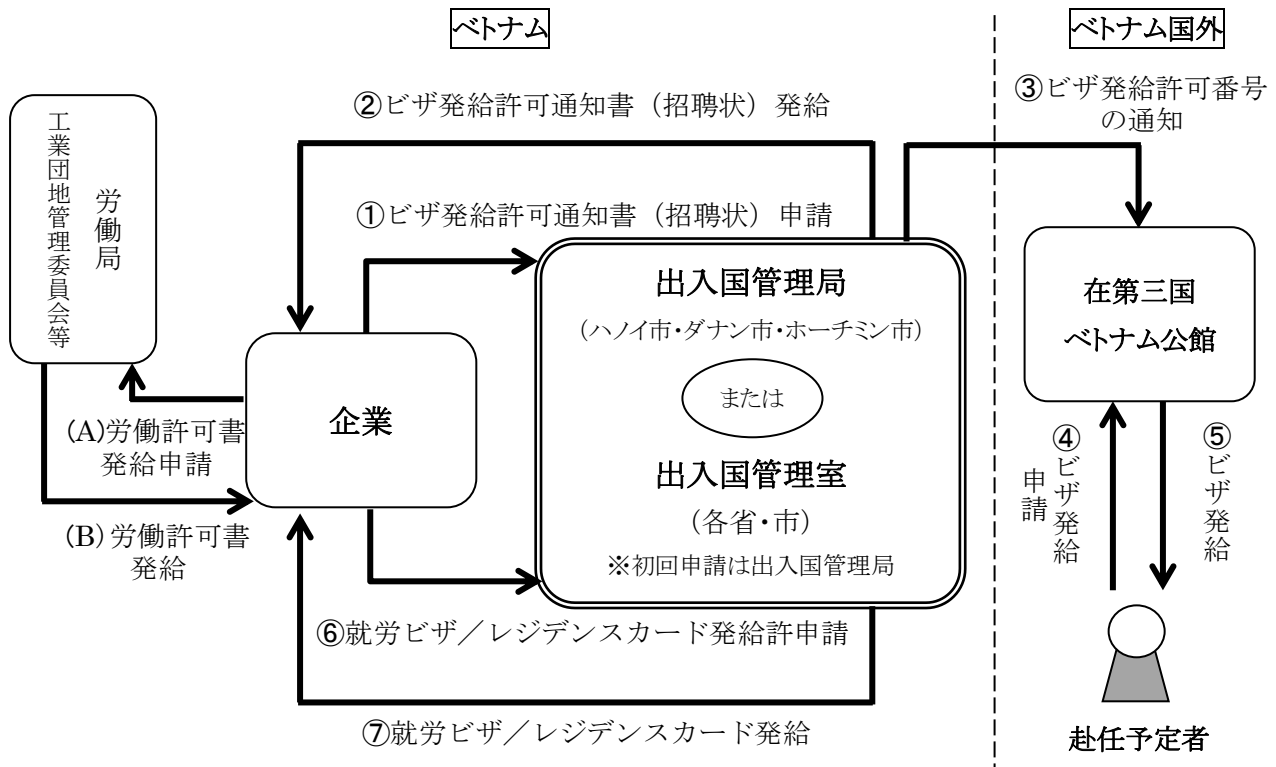
2013 年 11 月 12 日付政令 No. 167/2013/ND-CP 号第 17 条 3 項に従い、出入国時に必要なビザを取得していない場合、300～500 万ベトナムドン（約 500 万円）の罰金を科される。許可なく（ビザを取得せず）居住している外国人に対しては、同政令第 17 条 6 項に従い、3,000～4,000 万ベトナムドン（約 500 万円～1000 万円）の罰金が科される。

5. 関係機関リスト

ハノイ市	ホーチミン市
<u>出入国管理局</u> (CỤC QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所：44-46 Tran Phu, Ba Dinh, Ha Noi. 電話：04 3825 7941 FAX： 04 3824 3287 <u>出入国管理室</u> (PHÒNG QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所：44 Pham Ngoc Thach, Dong Da, Ha Noi 電話：04 3939 1515	<u>出入国管理局</u> (CỤC QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所：254 Nguyen Trai, Nguyen Cu Trinh, Dist.1, HCM 電話：08 3920 0353 FAX： 08 3920 2300 <u>出入国管理室</u> (PHÒNG QUẢN LÝ XUẤT NHẬP CẢNH) 住所：161 Nguyen Du, Ben Thanh ward, Dist. 1, HCM 電話：08 38299 398 FAX: 08 38244 075

第2章 必要書類とスケジュール

1. フローチャート



1) 商用ビザ取得の流れ

フローチャート①～⑤のとおり。

2) 就労ビザ取得の流れ

ケース1 ベトナム入国前に取得する場合（労働許可書を入国前に取得できる場合のみ）

- 労働許可書を取得する（フローチャート(A)、(B)）。
- 「ビザ発給許可通知書（招聘状）」の取得申請を行い、ビザ発給許可通知書の取得後、第三国のベトナム公館において就労ビザを取得する。流れは商用ビザ取得と同じで、④⑤のビザの種類が就労ビザとなる（フローチャート①～⑤）。
- レジデンスカードの発給対象である場合は、就労ビザ取得後、ベトナム国内においてレジデンスカードの発給申請を行う（フローチャート⑥、⑦）。

ケース2 商用ビザで入国した場合（商用ビザの招聘人と労働許可書の申請人が同一の場合）

- 労働許可書を取得する（フローチャート(A)、(B)）。
- 出入国管理局あるいは管轄市・省の出入国管理室において、就労ビザ、またはレジデンスカードの発給申請を行う（フローチャート⑥、⑦）

ケース3 商用ビザ以外で入国した場合／

労働許可書の申請人と異なる招聘人による商用ビザで入国した場合

- (1) 労働許可書を取得する（フローチャート(A)、(B)）。
- (2) ベトナム国外へ出国する。
- (3) 「ビザ発給許可通知書（招聘状）」の取得申請を行い、ビザ発給許可通知書の取得後、第三国のベトナム公館において就労ビザを取得する。流れは商用ビザ取得と同じで、④⑤のビザの種類が就労ビザとなる（フローチャート①～⑤）。
- (4) レジデンスカードの発給対象である場合は、就労ビザ取得後、ベトナム国内においてレジデンスカードの発給申請を行う（フローチャート⑥、⑦）。

2. 提出書類の詳細とスケジュール

フローチャート①、② 「ビザ発給許可通知書（招聘状）」の申請書類（ハノイ市の場合）

申請先：出入国管理局

取得にかかる期間：5 営業日

※ No.4、5、6 は就労ビザ取得時のみ必要。

No	必要書類	管轄機関	取得日数	備考
1	投資登録証明書・企業登録証明書（または駐在員事務所の設立許可書）	-	公証作業 1～2 営業日	初回申請、および当該書類修正後の初回申請の際のみ提出が必要
2	法的代表者／所長の署名 確認書	-	-	同上 (所定フォーム：NA16)
3	申請書	ベトナム出入国 管理局	-	同上 (所定フォーム：NA2)
4	労働許可書の公証版	ベトナム 公証役場	-	複数の勤務先がある者などは申請時に原本を提示する必要がある。
5	戸籍謄本（原本）	在ベトナム日本 大使館／領事館	申請～取得まで 2 営業日	家族帯同の場合
6	委任状（代理人が取得する場合）	-	-	フォーム指定なし

フローチャート④、⑤ 第三国ベトナム大使館／領事館でビザを取得する場合の必要書類

取得にかかる期間：各公館により異なる。在日本ベトナム大使館では、現在のところ 1 営業日。

No	必要書類	管轄機関	取得日数	備考
1	パスポート（原本）	-	-	
2	ビザ発給申請書	在第三国 ベトナム 大使館／ 領事館	-	申請者の署名が必要 （所定フォーム：NA1）
3	顔写真 1 枚（3 x 4cm、カラー、背景白、無帽、眼鏡なし）	-	-	2 の申請書へ貼付ける
4	ビザ発給許可通知書 （招聘状）	-	-	写しでも可
5	委任状（代理人取得の場合）	-	-	フォーム指定なし

**フローチャート⑥、⑦ 就労ビザ／帯同ビザ／レジデンスカードをベトナムで取得する場合の申請書類
（ハノイ市の場合）**

申請先：出入国管理局、またはその他当該管轄機関

取得にかかる期間：5 営業日

No	必要書類	公証/ 認証	取得日数	備考
1	投資登録証明書・経営登録証明書（または駐在員事務所の設立許可書）（公証版）	○	1～2 営業日	初回申請、および当該書類修正後の初回申請の際のみ提出が必要
2	法的代表者／所長の署名確認書	-	-	同上（所定フォーム：NA16）
3	パスポート（原本）	-	5 営業日	帯同ビザ／レジデンスカードを申請する場合、家族全員分のパスポートが必要。申請中はパスポートを当局へ預ける必要あり返却不可。
4	ビザ／レジデンスカード発給申請書	-	-	申請者の署名が必要（ビザ：所定フォーム：NA1）（レジデンスカード：所定フォーム NA8）
5	労働許可書の原本	-	-	複数の勤務先がある者などが対象。申請時に原本を提示する必要がある。
6	顔写真 2 枚（2 x 3cm、カラー、背景白、無帽、眼鏡なし）	-	1 営業日	レジデンスカード申請の場合のみ
7	住居の賃貸契約書（写し）	-	-	
8	戸籍謄本（原本）	○	-	帯同ビザ／レジデンスカード申請のみ

第 4 部

ビザ取得に関する FAQ

質問 1： 就労ビザとテンポラリー・レジデンスカードの違いは？

両者の違いは下表のとおり。

項目	就労ビザ	テンポラリー・レジデンスカード
期間	最長 1 年間	最長 2 年間
形態	パスポート原本に貼付（商用ビザと同様）	カードサイズ
その他	-	バイク新車の購入が可能

質問 2： レジデンスカードは申請すれば発給される？発給されない／されにくい場合もある？

法律規定に従い、条件を十分に満たしていれば、通常はレジデンスカードの発給に問題はない。また、労働許可書が 1 年以下の場合は発給されない。

その他、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法 No.47/2014/QH13 に基づき、ビザの種類が NG1、NG4、DN、NN3、HN、PV2、DL、SQ、VR の場合、レジデンスカードは発給されない。

質問 3： 就労ビザの取得場所は？

就労ビザの取得場所は、申請者がベトナムにいる場合は出入国管理局または出入国管理室となり、申請者がベトナム国外にいる場合は、第三国にあるベトナム公館となる。在日本のベトナム公館は、在日本ベトナム大使館（東京）、在日本ベトナム領事館（大阪）、在日本ベトナム領事館（福岡）の 3 カ所である。

参考

商用ビザの招聘人と労働許可書の申請人が同一の場合、商用ビザから就労ビザ／レジデンスカードへの切り替えが、ベトナム国内において可能である。

質問 4： 商用ビザをベトナム国内で延長することは可能？

労働許可書を取得していない場合、商用ビザをベトナム国内で延長することは不可能。ただし、労働許可書を申請中の場合、ベトナム国内で 1 カ月のビザ延長が可能である。その際、規定どおりの申請書類以外に、延長の理由を説明する公文書、労働局からの受け渡し証明書（写し）が必要。

質問 5: アライバル・ビザの取得要件は？

下記の場合に限り、アライバル・ビザの受領が可能となる。

- ビザ発給機関のない国から来た場合
- 複数の国を経由して来た場合
- ベトナムの国際観光会社の主催ツアーに参加する目的で入国する場合
- ベトナムの港に停泊している船舶の船員で、別の出入国地点（他港）から出国する必要がある場合
- 親族の葬儀への参加、重病人の見舞いを目的に入国する場合
- 緊急事故、救助隊、レスキュー隊、災害防止、疫病対応、あるいはベトナム管轄機関からの要請による特別な理由で入国する場合

※申請に必要な資料：パスポート、写真、申請書

《根拠法》外国人出入国・越境・居住法 No.47/2014/QH13 の第 18 条

最近は少なくなっているものの、アライバル・ビザについては、窓口で規定外の料金を要求される等のトラブルも報告されており、注意が必要。

質問 6: ベトナムの電子ビザ制度とは？

政令 No.07/2017/ND-CP に基づき、2017 年 2 月 1 日より 2 年間、ベトナムへ入国する外国人に対する電子ビザの発給が試験的に実施される。

- 適用対象外国人は、日本を含む該当諸国の国民および関連機関・組織・個人である（同政令付録 I にて規定）。
- 同政令内で、外国人、招聘・保証機関・組織の要求による電子ビザの発給・手続き手順および関連書式が明文化されている。
- 出入国管理局は、電子ビザ発給申請情報、およびビザ発給手数料を受理した日より 3 営業日以内に、ウェブサイトにて申請者／申請機関・組織に対し返答する。
- 外国人は、電子ビザを使用しイミグレーションにて入出国を行う。

質問 7: その他ビザに関する注意点は？

日本人の場合、15 日間はビザなしで入国が可能だが、ベトナムを出国した翌日を起点として 30 日以内に再度ベトナムへ入国する場合は、ビザを取得する必要がある。また、ビザなしでの入国にあたり、パスポートの残存期限が 6 カ月以上あることが要件。

労働許可証取得に係る関連法令集

- 法規の和訳は仮訳であり、正文はベトナム語原文をご参照ください。
- 各種様式（フォーム）は、参考のために和訳した資料であり、実際の提出時はベトナム語版を使用します。
- 法規の和訳はジェトロウェブサイトでも掲載しています。
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business.html>
- 法令のベトナム語版は、下記ベトナム政府ウェブサイトから、ダウンロード可能です。
ベトナム政府ウェブサイト（ベトナム語）：<http://www.chinhphu.vn/>

【労働法 No. 10/2012/QH13（抜粋）】

第3節 外国で就労するベトナム人の被雇用者、在ベトナムの外国の組織・個人のために就労するベトナム人の被雇用者、ベトナムで就労する外国人の被雇用者

第169条 ベトナムで就労する外国人の被雇用者の条件

1. 被雇用者がベトナムで就労する外国人の場合は、以下の条件を十全に満たしていなければならない。
 - a) 十全な民事行為能力を有していること。
 - b) 業務の要求に適する専門レベル・技能・健康を有していること。
 - c) ベトナムと外国の法律で規定される犯罪者、または刑事責任を追及されている者でないこと。
 - d) ベトナムの国家管轄機関が発給した労働許可書を有していること。ただし、本法第172条で規定する場合を除くものとする。
2. ベトナムで就労する外国人の被雇用者は、ベトナムの労働法とベトナムが加盟している別の規定を持つ国際条約を順守しなければならない、またベトナムの法律による保護を受けることができる。

第170条 外国人の被雇用者の採用条件

1. 国内の企業・機関・組織・個人・請負業者は、ベトナム人の被雇用者が生産経営の要求にまだ応えることができない管理業務・監督業務・専門業務・技術労働のみ、外国人の被雇用者を採用することができる。
2. 外国の企業・機関・組織・個人・請負業者は、ベトナム領土内で外国人の被雇用者を採用する前に、労働者使用の需要に関する文書を国家機関に提出し、書面による承認を得なければならない。

第171条 ベトナムで就労する外国人の被雇用者に対する労働許可書

1. 外国人の被雇用者は、出入国に関する手続きを行う際と、国家管轄機関の要求がある場合、労働許可書を提示しなければならない。
2. 労働許可書を所持せずにベトナムで就労する外国人は、政府の規定に基づきベトナム領土から強制退去させられる。
3. 労働許可書を所持していない外国人を就労させた雇用者は、法規に基づいて処分される。

第172条 労働許可書の発給対象に属さないベトナムで就労する外国人

1. 有限責任会社の出資者または所有者。
2. 株式会社の取締役会の構成員。
3. 国際組織、非政府組織の在ベトナムの駐在員事務所、プロジェクトの代表者。
4. 販売活動のために、ベトナムに3カ月未満滞在する者。
5. 生産経営に影響を与える、または影響を与える恐れのある事故や複雑な技術上の不測の事態が生じ、ベトナム人専門家とベトナム滞在中の外国人専門家では処理できない場合、これらを処理するためにベトナムに3カ月未満滞在する者。
6. 弁護士法の規定に基づいて、ベトナムで弁護士業の許可書の発給を受けた外国人弁護士。
7. ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約の規定に基づく者。

8. ベトナムで就学中の生徒・学生がベトナムで就労する場合。ただし、雇用者は労働に関する省レベル国家管理機関に7日前までに通告しなければならない。
9. 政府に規定によるその他の場合。

第173条 労働許可書の期間

労働許可書の期間は最大2年間とする。

第174条 労働許可書が失効する場合

1. 労働許可書の期限が切れた場合。
2. 労働契約を解除した場合。
3. 労働契約の内容が、発給された労働許可書の内容と異なる場合。
4. 経済・貿易・財政・銀行・保険・科学技術・文化・スポーツ・教育・医療分野の契約が、期限切れまたは解除された場合。
5. ベトナムで就労する外国人被雇用者の配属を、終了すると外国側の通告文書がある場合。
6. 労働許可書が没収された場合。
7. 企業・組織・ベトナム側提携先、または在ベトナムの非政府組織が活動を停止した場合。
8. 外国人被雇用者が収監、死亡した、または裁判所から死亡・失踪を宣告された場合。

第175条 労働許可書の発給・再発給・没収

ベトナムで就労する外国人被雇用者に対する労働許可書の発給条件、発給・再発給・没収については、政府が具体的に規定する。

【2016 年 2 月 3 日付政令 No.11/2016/ND-CP】

政令

ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部条項の詳細規定の政令

2015 年 6 月 19 日付政府組織法に基づき、
2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき、
労働傷病兵社会大臣の提案を検討し、
政府は、ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部条項の詳細規定の政令を公布する。

第 1 章 総則

第1条 適用範囲

本政令は、ベトナムで就労する外国人労働者に対する労働許可書の発給、労働許可書を所持せずにベトナムで就労する外国人労働者に対するベトナム国内からの退去に関する労働法の条項を具体的に定める。

第2条 適用対象

1. 次の形態でベトナムにおいて就労する外国人労働者（以下「外国人労働者」という。）
 - a) 労働契約の履行
 - b) 企業内人事異動
 - c) 経済、商業、金融、銀行、保険、科学技術、文化、スポーツ、教育、厚生等の分野における契約または合意の履行
 - d) 契約によりサービスを提供する者
 - d) サービスの営業販売に従事する者
 - e) ベトナムの法令規定により活動を許可された外国非政府組織、国際組織に就労する者
 - g) ボランティア
 - h) 現地営業法人の設立に責任を負う者
 - i) 管理者、代表取締役社長、専門家、技術的な労働者
 - k) ベトナムでのプロジェクト、下請けの実施
2. 外国人労働者を使用する雇用主は、以下のとおりである。
 - a) 企業法、投資法、ベトナム社会主義共和国がメンバーである国際条約、これらに従って経営されている企業
 - b) 請負契約を結ぶ外国または国内の請負業者
 - c) 管轄機関の承認により設立を許可された企業・組織・機関の駐在事務所、支店
 - d) 政府機関、政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会組織、社会職業組織、
 - d) ベトナムにおける外国の非政府組織、国際組織
 - e) 法令に従って設立された事業組織
 - g) ベトナムにおける外国プロジェクトまたは国際組織の事務所
 - h) ベトナムにおける経営協力契約による外国側の運営事務所もしくは法令に従って営業登録された外国の下請業者の運営事務所
 - i) ベトナムの法令規定により運営される弁護士組織
 - k) 協同組合法に従って設立され、活動する協同組合、協同組合連合
 - l) ベトナムの法律規定に従い設立された法人会、協会
 - m) ベトナムの法令により認められた営業を行う家族、個人

第3条 企業内人事異動、ボランティア、専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者である外国人労働者

1. 企業内人事異動の外国人労働者とは、ベトナム現地商業拠点を設立した外国企業の管理者、代表取締役社長、専門家、技術的な労働者として当該企業に 12 カ月以上前に採用され、企業内からベトナム現地商業拠点に一時的に異動する者をいう。
2. ボランティアとは、ベトナム社会主義共和国が締結した国際条約を履行するために、奉仕として無報酬でベトナムに就労する外国人労働者をいう。
3. 専門家とは、次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 外国機関、組織、企業が専門家であると認定した証明書を有する場合
 - b) 大学レベル以上の卒業証明書または同等の証憑類持ちベトナムで就労する予定の職位に適合する分野を専攻し、その専門分野に関する仕事に 3 年以上従事した経験を持つ場合；ほかの特別な場合は首相に検討され、決定される。
4. 管理者、代表取締役社長とは次のいずれかの場合に該当する外国人労働者をいう。
 - a) 管理者とは、企業法第 4 条第 18 項に則って企業の管理をする者もしくは機関・組織の長、副長をいう。
 - b) 代表取締役社長とは、機関、組織、企業に所属する部署の長であり、その部署を直接に指導する者をいう。
5. 技術的な労働者とは、最低 1 年専門技術またはその他の専門教育を受け、その専門分野に関する仕事に 3 年以上従事した経験をもつ者をいう。

第 2 章

労働許可書の発給・再発給および労働許可書を所持しない外国人労働者の退去

第1節 外国人労働者を雇用できるポジションの確定

第4条 外国人労働者雇用

1. 外国人労働者雇用の需要の確定
 - a) 雇用主（請負業者を除く）は、ベトナム人労働者では対応できない職種への外国人労働者雇用の需要を確定し、外国人労働者が就労する予定の省または中央直轄市人民委員会（以下「省レベル人民委員会」という）の委員長へ報告しなければならない。活動中、外国人労働者の雇用需要に変更が生じた場合は、雇用主は省レベル人民委員会委員長へその変更内容を報告しなければならない。
 - b) 労働法第 172 条第 4 項、第 5 項、第 8 項および本政令第 7 条第 2 項第 e 号、第 h 号に定められた外国人労働者の場合、雇用主は外国人労働者雇用の需要を確定しなくても良い。
2. 省レベル人民委員会委員長は、雇用主に対し職種に雇用する外国人労働者の雇用を承認する書面を発行する。

第5条 請負業者の外国人労働者の雇用

1. 請負業者は、外国人労働者を雇用する前に、請負業務を実施する地方の省レベル人民委員会委員長へベトナムで請負業務を実施するために必要な外国人労働者の人数、能力、専門、経験に関する報告書および外国人労働者を雇用する予定のポジションに対するベトナム人労働者の募集願書（投資家の承認付き）を提出しなければならない。請負業者が報告した労働者の雇用人数の調整・追加を希望する場合、投資家はその調整・追加提案を承認しなければ

ならない。

2. 省レベル人民委員会委員長は地方の機関・組織に対し、請負業者がベトナム人労働者を紹介、斡旋するよう指導する。ベトナム人労働者 500 人以上の募集願書を受理してから 2 カ月以内、あるいは、ベトナム人労働者 500 人以下の募集願書を受理してから 1 カ月以内に、ベトナム人労働者を請負業者へ紹介、斡旋できないポジションがある場合、省レベル人民委員会委員長は、ベトナム人労働者を募集できなかったポジションへ請負業者に外国人労働者を募集させることを検討し、決定する。
3. 投資家は、請負業者が報告したとおりベトナム人労働者・外国人労働者を雇用するかを管理し、法律に従って外国人労働者の募集、雇用に関する規定を実施しているかガイダンス・検査・監査を行う。また、外国人労働者がベトナムの法律を遵守するよう管理・監査し、労働傷病兵社会省の規定に従って、四半期毎に請負業者の外国人労働者募集・雇用・管理状況を労働傷病兵社会局へ報告しなければならない。
4. 労働傷病兵社会局は、公安、関連機関と協力し、四半期毎に管轄地域で活動している事業に従事する外国人労働者に関するベトナム法律の順守状況を監査する。

第6条 外国人労働者雇用の報告

1. 省レベル人民委員会は、地方における外国人労働者雇用の需要、外国人労働者雇用の承認、外国人労働者雇用管理の状況を労働傷病兵社会省へ毎年または適宜に報告しなければならない。
2. 労働傷病兵社会局は、労働傷病兵社会省のガイダンスに従って管轄地域における外国人労働者に関して四半期、6 カ月と 1 年ごとに定期報告をしなければならない。

第2節 労働許可書発給不要の外国人労働者

第7条 労働許可書発給不要の外国人労働者

1. 労働法第 172 条第 1、2、3、4、5、6、7、8 項に定められた労働者。
2. その他労働許可書発給不要の外国人労働者は以下のとおり。
 - a) 経営サービス、通信サービス、建設サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、ファイナンスサービス、医療サービス、観光サービス、文化エンターテインメント、運輸サービスを含む世界貿易機関（WTO）とベトナムとの間で合意されたサービスに係る特定コミットメント 11 業種における企業内人事異動による外国人労働者
 - b) ベトナムおよび外国の権限機関によって締結された政府開発援助（ODA）に関する国際条約の規定あるいは合意内容に従う ODA プログラム・プロジェクトのための専門的および技術的なコンサルティングサービスの提供、また、プログラム・プロジェクトの研究、構築、審査、評価、管理、実施を行う外国人労働者
 - c) 法律に従って、外務省が発行したベトナムにおけるメディア・プレス許可書を有する外国人労働者
 - d) 外国の機関・組織により、ベトナムにおける外国の外務代表機関または国際組織が管理するインターナショナル・スクールで教授・研究するために派遣された外国人労働者もしくはベトナム教育訓練省によりベトナムにおける教育・訓練機関で教授・研究する目的を認められた外国人労働者
 - d) ベトナムにおける外国の外務代表機関または国際組

織により認められたボランティア

- e) 専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職位としてベトナムに従事し、勤務期間が 30 日以下および年間の勤務期間の合計が 90 日以下の外国人労働者
- g) 中央レベルまたは省レベルの機関・組織が法律に従って締結した国際合意に基づいてベトナムで就労する外国人労働者
- h) ベトナムにおける機関、組織、企業の実習に関して合意した外国における学校・教育機関で勉強している生徒、学生
- i) ベトナムにおける外国の代表機関で就労しているスタッフの親族（要外務省の許可取得）。ただし、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に別の定めがある場合はこの限りでない。
- k) 政府機関、政治組織、政治社会組織に就労するための公用パスポートを有する外国人労働者
- l) 首相が労働傷病兵社会省の要請によって決定するその他外国人労働者

第8条 労働許可書発給不要の外国人労働者の承認

1. 労働傷病兵社会局は労働許可書発給不要の外国人労働者を承認する権限を有する。
2. 雇用主は、外国人労働者の勤務開始日から最低 7 営業日前に、外国人労働者が常勤する予定地の労働傷病兵社会局から労働許可書発給不要の外国人労働者であることの承認に関する要請をしなければならない（労働法第 172 条第 4 項、第 5 項および本政令第 7 条第 2 項 e 号に定められた場合を除く）。
労働許可書発給不要の外国人労働者の承認期限は 2 年以内および本政令第 11 条に定められる各場合の期限に従う。
3. 労働許可書発給不要の外国人労働者の承認に必要な申請書類は以下のとおり
 - a) 労働許可書発給不要の外国人労働者の申請書
 - b) 氏名、年齢、性別、国籍、パスポート番号、勤務開始日および終了日、職位を含む外国人労働者の履歴書
 - c) 労働許可書発給不要の外国人労働者であることを証明できる書類
 - d) 労働許可書発給不要の外国人労働者であることを証明できる書類は、コピー 1 部（参照のために原本を提出する必要あり）もしくは公証付き謄本 1 部を必要とする。その書類が外国語である場合は、領事認証が不要であるが、ベトナム法律に従ってベトナム語に翻訳・公証されなければならない。
4. 労働傷病兵社会局は、十分かつ不備のない労働許可書発給不要の外国人労働者の申請書類を受けてから 3 営業日以内に、雇用主へ書面にて承認をする。棄却する場合は、その理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

第3節 労働許可証の発給

第9条 労働許可証発給の条件

1. ベトナム法令に従い十全な民事行為能力を有している外国人労働者であること。
2. 業務の遂行に支障のない健全者であること。
3. 管理者、代表取締役社長、専門家若しくは技術的な労働者であること。
4. ベトナム法令および外国の法律に従い、犯罪者または刑事責任を追及されていない者。

5. 国家管轄機関に外国人労働者の雇用が文書で合意されること。

第10条 労働許可証発給の申請書類

1. 雇用主の労働許可証発給の申請書（労働傷病兵社会省の様式に準拠する。）
2. 外国またはベトナムの当局から発行された健康診断証明書。書類の提出日における健康診断証明書の有効期限が証明書に記載された日付から12カ月以内であること。
3. 外国の当局が発行した司法履歴書もしくは犯罪者および刑事責任を追及されている者でない証明書。ベトナムに住居している外国人労働者の場合は、ベトナム当局が発行した司法履歴書のみを提出しても良い。司法履歴書もしくは犯罪者または刑事責任を追及されていない者の書類の提出日における証明書の有効期限が証明書に記載された日付から6カ月以内であること。
4. 管理者、代表取締役社長、専門家若しくは技術的な労働者であることの証明書。
外国人労働者の専門・技術レベルを証明する書面は業種、仕事の内容によって以下の書類で代替可能である。
 - a) 外国当局が発行した伝統職業の職人証明書
 - b) 外国サッカー選手の経歴書
 - c) 外国人パイロットに対しては、ベトナム当局が発行する航空機の操縦免許証
 - d) 飛行機メンテナンス業務を行う外国人労働者に対しては、ベトナム当局が発行した飛行機のメンテナンス免許証
5. 提出日の6カ月以内に撮影されたカラー顔写真2枚（サイズは4cm x 6cm、無帽、正面、顔が鮮明で、両耳が見え、サングラスなし、白の背景で撮影したもの）
6. 法律に従う公証付きパスポートの謄本またはパスポートに代わる有効な書類、有効な国際通行許可証
7. 外国人労働者に関するその他の書類
 - a) 本政令第2条第1項第b号に定める外国人労働者は、外国企業が発行したベトナム現地商業拠点への派遣決定書および当該企業によるベトナムで就労する12カ月以上前に採用された認定書がなければならない。
 - b) 本政令第2条第1項第c号に定める外国人労働者、外国人労働者をベトナムで就労させることが記載された外国側とベトナムパートナー間で締結された契約書または合意書がなければならない。
 - c) 本政令第2条第1項第d号に定める外国人労働者、ベトナム側と外国パートナーが締結したサービス提供契約書と外国人労働者がベトナム現地商業拠点を持たない国外の企業に2年以上勤務した認定書がなければならない。
 - d) 本政令第2条第1項第d号に定める外国人労働者は、サービス提供事業者が発行したベトナムでサービスの提供に関する渉外のために派遣する決定書がなければならない。
 - d) 本政令第2条第1項第e号に定める外国人労働者は、ベトナム法令に認められた外国の非政府組織、国際組織の認可証がなければならない。
 - e) 本政令第2条第1項第h号に定める外国人労働者は、サービス提供者が発行したその業者のベトナムにおける商業拠点を設立するための派遣決定書がなければならない。
 - g) ベトナムに商業拠点を設立した外国企業の事業に参加した本政令第2条第1項第i号に定める外国人労働者は、その外国企業の活動に参加を認められる承認書がなければならない。

8. 特別の場合に該当する外国人労働者の労働許可証発給の申請書類

- a) 期間有効な労働許可証を受けた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と同様の業務を担当するために他の雇用主に雇用される場合、新規労働許可証発給申請書類は本条第1、5、6、7項に定める書類および発給された労働許可証の原本もしくは公証付き謄本が必要となる。
 - b) 期間有効な労働許可証を受けた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と異なる業務を担当させられるが雇用主が変わらない場合、新規労働許可証発給申請書類は、本条第1、4、5、6、7号に定める書類および発給された労働許可証の原本もしくは公証付き謄本が必要となる。
 - c) 労働法第174条により発給された労働許可証の有効期限が切れた外国人労働者が、発給された労働許可証に記載された職位と同様の業務を続ける希望のある場合、新規労働許可証発給申請書類は、本条第1、2、3、5、6、7号に定める書類および発給済み労働許可証の回収を指示する書面が必要となる。
 - d) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号に従って発給された労働許可証を有する本項第a、b、c号に定める労働者の場合、本政令第3条第3項または、第4項、第5項に定める条件を満たす証明書が必要となる。
9. 申請書類の領事認証および公証
- a) 本条第2、3、4項に定める書類は、コピー1部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。
上記の書類は、外国が発行した書類の場合領事認証を受ける必要がある。ベトナム社会主義共和国および当事国の両国が加盟した国際条約または相互支援原則、法律により領事認証免除となる場合はこの限りでない。また、外国語の書類はベトナム法令に従ってベトナム語に翻訳・公証されなければならない。
 - b) 本条第7項に定める書類は、コピー1部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。外国語の書類は領事認証が不要であるが、ベトナム法令に従ってベトナム語へ翻訳・公証されなければならない。

第11条 労働許可証の有効期限

労働許可証の有効期限は、以下のいずれかの場合に該当するが最長2年を超えてはならない。

1. 締結する予定労働契約書の期限
2. 外国企業が外国人労働者をベトナムへ派遣する期限
3. ベトナム側と外国パートナーが締結した契約書または合意書の期限
4. ベトナム側と外国パートナーが締結したサービス提供契約書または合意書の期限
5. ベトナムでのサービス提供の渉外を行う外国人労働者の派遣を記した書面に記載された期限
6. ベトナム法令に従って発給された外国の非政府機関・国際機関の活動許可証の期限
7. サービス提供者のベトナムにおける商業拠点を設立するために外国人労働者の派遣を記した書面に記載された期限
8. 外国人労働者がベトナムに商業拠点を有する外国企業の活動に参加を認められた書類に記載された期限

第12条 労働許可証の発給手順

1. 外国人が勤務を開始する予定日の15営業日前までに、雇用主は外国人が勤務する予定地の労働傷病兵社会局に労働許可証発給の申請書類を提出しなければならない。
2. 労働傷病兵社会局は、不備のない労働許可証発給の申請書類を受理してから7営業日以内に、外国人労働者へ労働傷病兵社会省の様式に準拠する労働許可証を発給しなければならない。労働許可証の発給を棄却する場合、理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。
3. 本政令第2条第1項第a号に定める外国人労働者が労働許可証を受けた後、雇用主とその外国人労働者は労務に関するベトナムの法令に従って書面にて労働契約を締結しなければならない。また、当該労働契約は外国人労働者が勤務を開始する予定日の前に締結されるものとする。雇用主は、労働契約を締結した日から5営業日以内に労働許可証を発給した労働傷病兵社会局へ締結された労働契約のコピーを提出しなければならない。

第4節 労働許可証の再発給

第13条 労働許可証再発給の場合

1. 労働許可証の紛失、破損、労働許可証の記載内容に変更が生じた場合。本政令第10条第8項に定める場合はこの限りでない。
2. 労働許可証の残存有効期限が5日以上45日以下の場合。

第14条 労働許可証再発給の申請書類

1. 雇用主の労働許可証再発給の申請書（労働傷病兵社会省の様式に準拠する。）
2. 提出日の6カ月以内に撮影されたカラー顔写真2枚（サイズは4cm x 6cm、無帽、正面、顔が鮮明、両耳が見え、サングラスなし、白の背景で撮影したもの。）
3. 発給された労働許可証
 - a) 発給された労働許可証を本政令第13条第1項の定めにある紛失した場合、法令に従うベトナムの区レベルの公安または外国の管轄機関の認定書を必要とする。
 - b) 本政令第13条第1項の定めにより発給された労働許可証に変更が生じた場合、変更に関わる証憑類を必要とする。
 - c) 本政令第13条第2項に従う労働許可証の残りの有効期限が5日以上45日以下の場合、本政令第10条第2項に定める健康認定書もしくは健康診断証明書および本政令第10条第7項に定める書類のいずれかを必要とする。
 - d) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号に従って発給された労働許可証を有する外国人労働者は、本政令第3条第3項または第4項または第5項に定める条件を満たす証明書を提出しなければならない。
4. 本条第3項に定める書類は、コピー1部（参照のための原本提出が必要）または公証付き謄本で提出される。外国語の書類は領事認証が不要であるが、ベトナム法令に従ってベトナム語へ翻訳・公証されなければならない。

第15条 労働許可証再発給の手順

1. 本政令第13条第2項の定めにより労働許可証を再発給する場合、雇用主は、労働許可証の期限日の5日前から超過45日以内に、その労働許可証を発給した労働傷病兵

社会局へ労働許可証再発給の申請書類を提出しなければならない。

2. 労働傷病兵社会局は、不備のない労働許可証再発給の申請書類を受理した日から3営業日以内に、労働許可証を再発給しなければならない。労働許可証の再発給を棄却する場合、理由を明確に述べた書面にて回答しなければならない。

3. 本政令第2条第1項第a号に定める外国人労働者が労働許可証を受けた後、雇用主とその外国人労働者は労務に関するベトナムの法令に従って書面にて労働契約を締結しなければならない。また、当該労働契約は外国人労働者が勤務継続を開始する予定日の前に締結されるものとする。

雇用主は、労働契約を締結した日から5営業日以内に労働許可証発給の労働傷病兵社会局へ締結された労働契約のコピーを提出しなければならない。

第16条 再発給される労働許可証の有効期限

1. 本政令本政令第13条第1項の定めにより再発給される労働許可証の期限は、発給された労働許可証の期間から労働許可証の再発給を要請する時点までの外国人労働者が勤務した期間を差し引いた期間となる。
2. 本政令第13条第2項の定めにより再発給される労働許可証の期限は、本政令第11条に定めるいずれかの期限に該当するが、最大2年を超えてはならない。

第5節 労働許可証の回収および外国人労働者の退去

第17条 労働許可証の回収

労働許可証は以下のいずれかの場合に回収される。

1. 労働法第174条第1、2、3、4、5、7、8号の定めにより有効期限が切れた場合
2. 雇用主または外国人労働者が本政令に違反した場合
3. 労働許可証回収の手順は以下のとおり。
 - a) 本条第1項に定める場合、雇用主が外国人労働者の労働許可証を回収してその労働許可証を発給した労働傷病兵社会局へ返却しなければならない。
 - b) 本条第2項の定めの場合、雇用主が外国人労働者の労働許可証を回収し発給機関へ返却するようその労働許可証を発給した労働傷病兵社会局の局長は労働許可証の回収に関する決定を出さなければならない。
 - c) 労働傷病兵社会局は、雇用主へ労働許可証の回収済みの記録書を渡さなければならない。
4. 労働傷病兵社会省は、労働許可証回収に関する手続きを具体的に定める。

第18条 外国人労働者の国外退去

1. 本政令に準拠する労働許可証または労働許可証発給不要の承認書を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者（以下「労働許可証を所持せずにベトナムで就労する外国人労働者」という）は、ベトナムの法令に従って国外退去させられる。

2. 労働傷病兵社会局は、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者の国外退去を公安に要請することができる。

労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者を発見した組織・個人は、その外国人労働者が就労している地方の労働傷病兵社会局へ通報するものとする。

3. 労働傷病兵社会局は、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者を確認した日から15営業日以内に労働許可証再発給の申請書類を提出しなければならない。

業日以内に、公安に対しその外国人労働者の国外退去を要請するものとする。

第3章 施行規則

第19条 施行効力

1. 本政令は、2016年4月1日に発効する。
2. ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号および2014年7月8日付決議第47/NQ-CP号第4節第a号は、本政令が発効した日から失効する。
3. 移行規定
 - a) ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号に従って発行された外国人労働者雇用の承認書、労働許可証発給不要外国人の承認書を含む書類は、その書類の有効期限が満了するまでは継続される。
 - b) 雇用主が本政令の発効日より前に外国人労働者雇用需要の報告書、労働許可証発給・再発給の申請書類または労働許可証発給不要の申請書を提出した場合、ベトナムで就労する外国人労働者に関する労働法の一部の詳細を規定する2013年9月5日付政府の政令第102号にそのまま準拠するものとする。

第20条 施行責任

1. 労働傷病兵社会省は、以下の責任を負う。
 - a) 本政令の施行ガイドラインを公布する。
 - b) 外国人労働者雇用需要を承認する。労働許可証発給不要外国人労働者の認定、労働許可証の発給・再発給、労働許可証の回収、労働許可証回収の決定を行う。また、労働許可証を所持せずにベトナムで就労している本政令第2条第2項第d、d、e、g、l号に定める外国人労働者の国外退去を公安へ要請する
 - c) ベトナムで就労する外国人労働者に関する規定の遵守を指導・案内・監査・検査を行なう。
2. 公安省は、以下の責任を負う。
 - a) 労働許可証を所持せずにベトナムで就労している外国人労働者の退去に関する権限・手続をガイダンスする。
 - b) 労働許可証を発給、再発給されたまたは労働許可証発給不要の外国人労働者に対する査証発給をガイダンスする。
 - c) 四半期毎に査証を発給されている外国人労働者に関する情報を労働傷病兵社会省へ定期的に提供する。
3. 財務省は、本条第1項第b号に定める労働許可証発給・再発給、労働許可証発給不要承認の申請に係る費用をガイダンスする責任を負う。
4. 商工省は、世界貿易機関とベトナム間で合意した11のサービス業における企業内人事異動による外国人労働者の認定基準、手続をガイダンスする責任を負う。
5. 各省大臣、省に相当する機関の長、政府に属する機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会の委員長は、本政令を執行する責任を負う。

(首相グエン・タン・ズン・署名)

【2016年10月25日付 通達 No.40/2016/TT- BLĐTBXH】

通達

ベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める2016年2月3日付政令11/2016/ND-CP号の一部条項の施行指導

労働・傷病兵・社会省の機能、任務、権限および組織構成を定める2012年12月20日付政令106/2012/ND-CP号に基づき、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める2016年2月3日付政令第11/2016/ND-CP号に基づき、雇用局局長の提案に従い、労働・傷病兵・社会省大臣はベトナムにおいて勤務する外国人労働者についての労働法の一部条項の施行細則を定める2016年2月3日付政令11/2016/ND-CP号（以下、「政令11/2016/ND-CP号」）の一部条項の施行指導を定める通達を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲および適用対象

1、本通達は、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者のための労働許可証の発給に関する政令11/2016/ND-CP号の一部条項の施行を指導する。
2、本通達の適用範囲は、政令11/2016/ND-CP号第2条に定める適用対象、および関連する他の機関、組織、個人である。

第2条 契約に基づくサービス提供者、サービス販売営業の形式で勤務する外国人労働者、および一部の特別な場合における使用者

1、政令11/2016/ND-CP号第2条第1項d号に定める契約に基づくサービス提供者とは、ベトナムに商業的主体が存在しない外国企業において、少なくとも2年間（24カ月）勤務し、かつ政令11/2016/ND-CP号第3条第3項が定める専門家に関する条件を満たす外国人労働者である。
2、政令11/2016/ND-CP号第2条第1項d号に定めるサービス販売営業の形式で勤務する外国人労働者とは、ベトナムに居住せず、かつベトナムにおける収入源からいかなる報酬をも受けない者であり、かつサービス提供事業者が提供するサービスの販売営業のために、当該サービス提供事業者のための代理行為に関する活動に参加する者である。ただし、一般公衆に対する直接のサービス販売を行わないこと、および当該サービスの提供に直接参加しないことを条件とする。
3、一部の特別な場合における使用者
a) 政令11/2016/ND-CP号第2条第1項c号、d号に定める外国人労働者にとって、使用者とは、当該労働者が各種の契約を履行するために訪問し、業務を行う、ベトナムにおける取引相手である。
b) 政令11/2016/ND-CP号第2条第1項d号、h号に定める外国人労働者にとって、使用者とは、サービス販売営業や商業的主体の設立業務を担当するためベトナムに入境する外国人労働者である。

第3条 労働許可証発給機関

1、労働・傷病兵・社会省は、外国人労働者を使用する必要性に関する承認、労働許可証が免除される外国人労働

者の確認、労働許可証の発給、再発給、労働許可証の回収、労働許可証が回収されたことの確認、労働許可証を保有せずに以下に示す使用者の下で勤務する外国人労働者を強制退去させるための公安機関に対する要請を行う。

a) 中央レベルの国家機関、政治団体、政治・社会団体、政治・社会・職業団体、社会団体、社会・職業団体の中央機関

b) ベトナムに所在する外国の非政府組織、国際組織

c) 公的事業単位の設立、再編、解散について定める

2012年6月28日付政令55/2012/ND-CP号第2条第1項

a、b、c号に定める事業単位。中央省庁、中央省庁と同等の機関、政府直属機関、政府または政府首相により設立された組織の内の公的事業単位ではない組織、ハノイ国家大学、ホーチミン市国家大学に付属する公的事業単位を含む。

d) ベトナムに所在する外国プロジェクト、国際組織の事務所

d) 法令に従い設立された企業会、企業協会

2、労働・傷病兵・社会局は、労働許可証が免除される外国人労働者の確認、労働許可証の発給、再発給、労働許可証の回収、労働許可証が回収されたことの確認、労働許可証を保有せずに以下に示す使用者の下で勤務する外国人労働者を強制退去させるための公安機関に対する要請を行う。

a) 政令11/2016/ND-CP号第2条第2項a、b、c、h、

i、k、m号に定める使用者

b) 地方レベルの国家機関

c) 地方レベルの政治団体、政治・社会団体、政治・社会・職業団体、社会団体、社会・職業団体

d) 公的事業単位の設立、再編、解散について定める

2012年6月28日付政令55/2012/ND-CP号第2条第1項

d、d、e号に定める事業単位。省レベルの人民委員会、

省レベルの人民委員会に属する専門機関、県・区・町・省直属市の人民委員会に付属する公的事業単位を含む。

第4条 外国人労働者の使用

1、使用者（請負業者を除く）は、外国人労働者を使用する予定日の遅くとも30日前に、労働・傷病兵・社会省、または省レベルの人民委員会の委員長（以下、「承認機関」）に対し、本通達に付属して公布される様式1に従い、外国人労働者を使用する必要性に関する説明報告書を提出する。

外国人労働者を使用する必要性の変更がある場合、使用者は、外国人労働者の使用する予定日の遅くとも30日前に、承認機関に対し、本通達に付属して公布される様式2に従い、変更に関する説明報告書を提出する。

2、承認機関は、説明報告書または変更に関する説明報告書を受領した日から15日間以内に、使用者に対して、本通達に付属して公布される様式3に従い、外国人労働者の使用に関する承認について通知する。

第5条 請負業者による外国人労働者の使用

1、請負業者は、政令11/2016/ND-CP号第5条第1項に従って外国人労働者を使用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を使用することについて、本通達に付属して公布される様式4に従って、当該請負業者が請負業務を実施する地の省レベルの人民委員会の委員長に対し、要請する。

申告した外国人労働者の人数を修正、追加する必要がある場合、本通達に付属して公布される様式 5 に従い、請負業務を実施する地の省レベル人民委員会の委員長に対してこれを行う。

2、省レベルの人民委員会の委員長は、請負業者のためにベトナム人労働者の紹介・調達を行うよう地方の機関・組織に対して指導する。ベトナム人労働者の紹介・調達ができない場合、省レベルの人民委員会の委員長は、本通達に付属して公布される様式 6 に従い、請負業者がベトナム人労働者を雇用することできない業務上の地位に外国人労働者を雇用することについて決定する。

第 2 章

労働許可証の発給、再発給、回収

第 6 条 労働許可証の発給申請書類

政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 1 項、4 項および 7 項に定める書類は、以下のとおりを実施する。

1、政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 1 項に定める使用者による労働許可証の発給申請文書は、本通達に付属して公布される様式 7 に従う。

2、政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 4 項に定める専門家であることを証明する文書は、以下の各書類のいずれかとする。

a) 外国に所在する機関、組織、企業によって、専門家であることが確認される文書。当該文書には、確認を行う機関・組織・企業の名称、生年月日・国籍・当該外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に適合する専門職種等の専門家であることに関する情報を含む。

b) 政令 11/2016/ND-CP 号 3 条 3 項 b 号の規定に従う証明書類

3、政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 4 項に定める技術労働者であることを証明する文書は、以下のとおりとする。

a) 外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に関し、それに適合する技術的な専門分野もしくは他の専門分野に関する少なくとも 1 年間の訓練を受けたことに関する外国の機関、組織、企業による証明書類、または確認文書

b) 外国人労働者がベトナムで勤務する予定がある業務上の地位に関し、それに適合する専門分野に関して既に訓練を終了し、かつ少なくとも 3 年間の実務経験を既に有していることに関する証明書類

4、政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 7 項 a 号に定める外国人労働者が、ベトナムで勤務する日の遅くとも 12 カ月前に、当該外国企業に雇用されたことを証明する文書は、以下の各書類のいずれかとする。

a) 外国人労働者を雇用したことに関する使用者による確認文書

b) 労働契約書

c) 外国人労働者を雇用する決定

d) 外国人労働者の納税証明書、または保険料払込済証明書

5、政令 11/2016/ND-CP 号 10 条 7 項 c 号に定める、外国人労働者がベトナムにおける商業的主体が存在しない外国企業において少なくとも 2 年間の期間の勤務経験を有することを証明する文書は、本条 4 項に定める各書類のいずれかとする。

第 7 条 労働許可証

1、労働許可証の様式は、政令 11/2016/ND-CP 号 12 条 2 項の規定に従う。

a) 労働許可証は、A4 サイズ (21 cm x 29.7 cm)、2 ページからなり、1 ページ目は青色で、プラスチックで表面加工をし、2 ページ目は白地に青色の模様があり、中心に星の形を加えるものとする。

b) 労働許可証の内容は、本通達に付属して公布される様式 8 に従う。

2、労働許可証は、労働・傷病兵・社会省により、統一的に発給される。

第 8 条 労働許可証再発給の申請書類

政令 11/2016/ND-CP 号 14 条 1 項に定める使用者による労働許可証再発給の申請書類は、本通達に付属して公布される様式 7 に従う。

第 9 条 1 年間における累積時間

政令 11/2016/ND-CP 号 7 条 2 項 e 号に定める 1 年間における累積時間とは、外国人労働者がベトナムで勤務を開始した日を起算日とし、連続する 12 カ月間の時間を意味する。

第 10 条 労働許可証発給、再発給、労働許可証免除認定に関する申請書類の提出と受理

1、使用者は、労働許可証発給、再発給の申請書類を労働許可証発給機関に提出する。

2、使用者は、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を労働許可証発給機関に提出する。労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請文書は、本通達に付属して公布される様式 9 に従う。

3、労働許可証発給機関は、労働許可証発給、再発給の申請書類、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を受領した後、本通達に付属して公布される様式 10 に従う記録簿に記載し、使用者に書類受理確認書を交付しなければならない。当該受理確認書には、書類受理日付、受理した書類の内容、および回答予定日を明確に記載しなければならない。

4、労働許可証発給機関は、労働許可証発給、再発給の申請書類、労働許可証が免除される外国人労働者を認定するための申請書類を保管する。

第 11 条 労働許可証の発給、再発給をしない旨の回答文書、労働許可証発給を免除される外国人労働者を確認する旨の回答文書

1、政令 11/2016/ND-CP 号 12 条 2 項に従い、労働許可証の発給をしない場合、および政令 11/2016/ND-CP 号 15 条 2 項の規定に従い、労働許可証の再発給をしない場合、労働許可証発給機関は、本通達に付属して公布される様式 11 に従い、文書により回答する。

2、労働許可証発給機関は、本通達に付属して公布される様式 12 に従い、政令 11/2016/ND-CP 号 8 条 4 項に定める労働許可証が免除される外国人労働者を認定する。労働許可証が免除される外国人労働者を認定しない場合、文書により明確な理由を付して回答しなければならない。

第 12 条 労働許可証の回収

1、政令 11/2016/ND-CP 号 17 条 1 項に定める労働許可証の回収は、以下のとおりに行う。

- a) 労働許可証が効力を失った日から 15 日間以内に、使用者は、外国人労働者の労働許可証を回収し、労働許可証を発給した機関に提出する。その際、回収した場合、回収すべき場合にもかかわらず回収できない場合における個別具体的な各場合の理由を記述した文書を添付しなければならない。
- b) 回収した労働許可証、および本項 a 号が定める使用者による添付文書を受領した日から 5 日間以内に、労働許可証発給機関は、回収された労働許可証を使用者から受領した旨を確認する文書を発行する。
- 2、政令 11/2016/ND-CP 号 17 条 3 項 b 項に定める労働許可証を回収する決定は、本通達に付属して公布される様式 13 に従う。

第 13 条 報告制度

- 1、事業主は、四半期毎の外国人の使用状況について、労働・傷病兵・社会局に対して、本通達に付属して公布される様式 14 号に従い、翌四半期の初月の 5 日前までに報告する。
- 2、労働・傷病兵・社会局は、各四半期の最初の月の 10 日、7 月 15 日および 1 月 15 日のそれぞれの日より前に、地域の外国人労働者の状況について、本通達に付属して公布される様式 15 号に従い、労働・傷病兵・社会省に報告する。

第 3 章 実施体制

第 14 条 雇用局の責任

- 1、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する法令の規定に関する宣伝、周知活動、訓練を行う。
- 2、政令 11/2016/ND-CP 号 20 条 2 項 c 号に従い、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する情報を受領する。
- 3、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する法令の規定の実施に関し、管理、指導、検査を行う。
- 4、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者の状況について取り纏め、報告する。
- 5、本通達の 7 条 2 項および 3 条 1 項に定める労働・傷病兵・社会省の責任を実施する。

第 15 条 省レベルの人民委員会の委員長の責任

- 1、地域における専門機能機関が、地域における外国人労働者の雇用、管理に関する法律に関する宣伝、周知活動を行うよう指導する他、法令の規定に従い、検査、査察、違反処分を行うよう、指導する。
- 2、地域の各機関、組織が、請負業者のために、ベトナム人労働者の紹介、調達を行うよう、指導する。
- 3、地域においてベトナム人労働者を雇用できない各業務上の地位に外国人労働者を雇用することを許可する決定を行う。
- 4、地域において外国人労働者を雇用することができる業務上の地位について承認する。若しくは権限を受任することができる機関に委任する。

第 16 条 労働・傷病兵・社会局の責任

- 1、地域における企業、組織に対し、ベトナムの労働に関する法令の規定に関する宣伝、周知活動を行う。
- 2、省レベルの人民委員会の委員長の委任に基づき、外国人労働者を使用する必要性に関して、書類の受領、取り纏め、審査、承認、通知を行う。

- 3、法令の規定に従い、地元の請負業者のためのベトナム人労働者の紹介・調達を行う。
- 4、地域において勤務する外国人労働者の雇用、管理に関する法令の規定の実施に関する検査、査察、報告を行う。
- 5、地域における外国人労働者に対する労働許可証の管理、発給、再発給、または労働許可証を免除する外国人労働者の認定業務において、情報技術を活用する。

第 17 条 使用者の責任

- 1、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関するベトナムの法令の規定を厳守する。
- 2、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関するベトナムの法律規定について、外国人労働者に提供し、指導する。
- 3、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者のために、労働許可証の発給、再発給、労働許可証発給が免除される外国人労働者の認定のための申請手続を行う。
- 4、企業、組織において勤務する外国人労働者と締結した労働契約を法令の規定に従って十分に履行するとともに、労働契約書の写しを添付した労働契約の締結に関する通知文書を労働許可証発給機関に対して提出する。
- 5、企業、組織において勤務する外国人労働者に関する書類を管理し、関連する書類を常に更新、補充する。
- 6、国家機関の要求に応じて、外国人労働者の使用状況を報告する。

第 4 章 施行条項

第 18 条 施行効力

- 1、本通達は、2016 年 12 月 12 日から効力が発生し、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に関する労働法の一部条項の施行細則を定める 2013 年 9 月 5 日付政府の政令 102/2013/ND-CP 号の一部条項の施行を指導する 2014 年 1 月 20 日付労働・傷病兵・社会省による通達 03/2014/TT-BLĐTBXH 号は、本通達の発効に伴い廃止される。
- 2、有効である発行済の労働許可証を有する外国人労働者が、当該労働者が勤務している省・市と異なる省・市において、現在と同様の業務上の地位に関して連続して 10 日間以上の期間にわたって勤務することを目的とし、指名、異動、派遣される場合においては、労働許可証を新規に発給される必要はないものの、使用者は外国人労働者が勤務する地の労働・傷病兵・社会局に対して、文書により通知しなければならない。通知内容は外国人労働者が勤務する企業・組織名、勤務場所、業務上の地位、職名、勤務期間とする。また、既に発給された労働許可証の写しを添付する。
- 3、外国人労働者が労働許可証を既に発給された専門家または技術労働者である場合、有効である当該労働許可証は、労働許可証の発給、再発給申請書類に関して政令第 11/2016/ND-CP 号 10 条 8 項 d 号および 14 条 3 項 d 号が定める要件を満たす証明文書とみなす。
- 本通達を実施する過程において問題が生じた場合には、労働・傷病兵・社会省が迅速に指導、補足を行うための提案が求められる。

(副大臣 ズアン・マウ・ジェップ署名)

【通達 No. 40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の各種様式 1 号、2 号、3 号、4 号】

様式 1: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名 文書番号:..... 外国人労働者使用の必要性に関する報告の件について 労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長 御中 (1) 企業/組織情報: 企業/組織名称、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可証、事業/活動分野、企業/組織における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報 (電話番号、メールアドレス) 外国人労働者使用の必要性に関する報告を、以下の通りを行う: 1. 業務上の地位 その 1: (管理者/執行者/専門家/技術労働者の 4 つの業務上の地位から 1 つを選択する) - 職名: (経理、工事監督者等、企業/組織が自ら申告する) - 数量 (人数): - 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間: - 外国人労働者を使用すべき理由: 2. 業務上の地位 その 2: (管理者/執行者/専門家/技術労働者の 4 つの業務上の地位から 1 つを選択する) - 職名: (経理、工事監督者等、企業/組織が自ら申告する) - 数量 (人数): - 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間: - 外国人労働者を使用すべき理由: 3. 業務上の地位 (もしあれば、上記と同様に追加する) 労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長 (2) による検討、審査、承認を求めます。 有難うございます。 文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所: 注: (1)、(2)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する (原文では、上記(1)、(2)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省(市)人民委員会委員長」と記載した)。	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福 年.....月.....日 (地方名) 企業/組織代表者 (記名の上、署名、押印)
--	--

様式 2: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名 文書番号:..... 外国人労働者使用の必要性の要更に 関する報告の件について 労働・傷病兵・社会省雇用局 /.....省(市)人民委員会委員長 御中 (1) (企業/組織名)における外国人の労働者を使用する業務上の地位、及び実務上の必要性についての承認通知に関する労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(2)による 年/月/日付の文書.....号(注: 文書番号を記入)に基づき、 (企業/組織情報: 企業/組織名称、所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、事業/活動許可証、事業/活動分野、企業/組織における書類提出者に対する連絡が必要な時のための情報 (電話番号、メールアドレス) を記載する) 外国人労働者使用の必要性の要更に 関する報告を、以下の通りを行う: 1. 承認された業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間: 2. 実際に使用された業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間: 3. 業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間、外国人労働者を使用すべき理由 (変更する必要がある場合): 労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(3)による検討、審査、承認を求めます。 有難うございます。 文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所: 注: (1)、(2)、(3)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する (原文では、上記(1)、(2)、(3)の欄は空欄となっているが、翻訳文では「労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省(市)人民委員会委員長」と記載した)。	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福 年.....月.....日 (地方名) 企業/組織代表者 (記名の上、署名、押印)
--	--

様式 3: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会 (1) 文書番号:..... 外国人労働者を使用する業務上の地位の承認に関する件について (企業/組織名) 御中 (企業/組織名)による (年/月/日) 付の文書.....号(注: 文書番号を記入)の提案及び.....省(市)人民委員会委員長の承認意見書 (あれば)に基づき、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長(2)は、(企業/組織名)が外国人労働者を使用できる業務上の地位について、以下の通りに通知する。 I. 承認された業務上の地位 1. 業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 2. 業務上の地位 (あれば) (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間 II. 承認されない業務上の地位 1. 業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数): 理由: 2. 業務上の地位 (あれば) (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数): 理由: (企業/組織名)はベトナムで勤務する外国人労働者に関する法の規定を厳守し、実施する責任を負う。 局長/委員長 (3) (記名の上、署名、押印) 文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所: 注: - (1)、(2)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)人民委員会委員長を記載する - (3)の箇所は、局長もしくは委員長を記載する (原文では、上記(1)、(2)、(3)の欄は空欄となっているが、翻訳文では記載した)。	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福 年.....月.....日 (地方名)
--	--

様式 4: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指導を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

請負業者名 文書番号:..... 外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位 にベトナム人労働者を雇用する件について 省(市)人民委員会委員長 御中 請負業者の情報: 請負業者名、請負業者が国籍を有する地の国又は領域において登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可証、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可証、請負実施期間 の請負業務を実施するために、外国人労働者を雇用する予定の業務上の地位にベトナム人労働者を雇用することについて、以下の通りに提案する。 (業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、専門レベル、経歴、給与額、勤務場所、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間について、個別具体的に記述する。) 省(市)人民委員会委員長に対し、上記に述べた業務上の地位に基づき、関連機関/組織が弊社のためにベトナム人労働者を紹介し、調達するよう指導されることを求めます。 有難うございます。 文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:	ベトナム社会主義共和国 独立 - 自由 - 幸福 年.....月.....日 (地方名) 請負業者代表 (記名の上、署名、押印)
--	--

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【通達 No.40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の様式 5 号、6 号、7 号】

様式 5: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会
省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

請負業者名	ベトナム社会主義共和国
	独立 - 自由 - 幸福
文書番号:	年.....月.....日 (地方名)
外国人労働者使用の必要性に関する修正、 補足の件について	
.....省(市)人民委員会委員長 御中	
(年/月/日) 付提案文書.....号、及びベトナム人労働者を雇用できない業務上の地位に外国人労働者を雇用することができる旨に関する省レベルの人民委員会の委員長による (年/月/日) 付文書.....号 (あれば) 及び請負業者における実際の必要性に基づき、	
(請負業者の情報: 請負業者が国籍を有する地の国又は領域において登録された所在地、電話番号、ファクシミリ、メールアドレス、ホームページ、請負許可証、ベトナムにおける支店、駐在員事務所、管理事務所の所在地、請負許可証、請負実施期間)	
(請負業者名) は、外国人労働者使用の必要性を以下の通りに修正、補足するよう提案する。	
1. 外国人労働者が採用される業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数:	
2. 既に外国人労働者を使用した業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数 (あれば):	
3. 変更する外国人労働者の業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、人数、及び理由 (各業務上の地位毎に個別具体的に記述する):	
.....省(市)人民委員会委員長に対し、上記に述べた業務上の地位に基づき、関連機関/組織が弊社のためにベトナム人労働者を紹介し、調達するよう指導されることを求めます。	
有難うございます。	
文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:	事業主による確認 請負業者代表 (記名の上、署名、押印)

様式 6: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会
省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

.....省(市)人民委員会	ベトナム社会主義共和国
	独立 - 自由 - 幸福
文書番号:	年.....月.....日 (地方名)
ベトナム人労働者を雇用できない業務上の 地位に外国人労働者を雇用する件について	
(請負業者) 御中	
(請負業者名) による (年/月/日) 付の文書.....号 (注: 文書番号を記入) における提案、及び (請負業者のためにベトナム人労働者を紹介、調達するよう省(市)の人民委員会主席により指導された機関/組織名) の報告書に基づき、.....省(市)人民委員会委員長は、ベトナム人労働者を雇用できない業務上の位置に (請負業者名) が外国人労働者を雇用できる業務上の地位について、以下の通りに通知する。	
I. 承認された業務上の地位	
1. 業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間	
2. 業務上の地位 (あれば) (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数)、勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間	
II. 承認されない業務上の地位	
1. 業務上の地位 (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数):	
理由:	
2. 業務上の地位 (あれば) (管理者/執行者/専門家/技術労働者)、数量 (人数):	
理由:	
(請負業者名) はベトナムで勤務する外国人労働者に関する法の規定を厳守し、実施する責任を負う。	
文書受取場所: - 上記表題に記載した場所、 - 保管場所:	省(市)人民委員会を代表し 委員長 (記名の上、署名、押印)

様式 7: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部条項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会
省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公布される。

企業/組織名	ベトナム社会主義共和国
	独立 - 自由 - 幸福
文書番号:	年.....月.....日 (地方名)
外国人労働者の労働許可書発給/再発給の 件について	
労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局(1) 御中	
1. 企業/組織名:	
2. 企業/組織形態 (国内企業/外資企業/機関・組織/請負業者):	
3. 企業/組織で勤務する労働者の合計人数:人	
内、外国人労働者の人数:人	
4. 所在地:	
5. 電話番号: 6. メールアドレス (あれば):	
7. 事業(活動)許可証番号:	
発給機関: 有効期間:	
事業(活動)分野:	
8. 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者 (電話番号、メールアドレス):	
外国人労働者を雇用する業務上の地位を承認する.....による (年/月/日) 付通知文書.....号に基づき、(企業/組織名) は、以下の外国人労働者に対する労働許可証の発給/再発給を求める。	
9. 氏名 (大文字):	
10. 生年月日: 11. 性別 (男女):	
12. 国籍:	
13. 旅券又は旅券に相当する価値を有する文書の番号:	
発給機関: 有効期間:	
14. 専門(技能)レベル (あれば):	
15. 勤務する企業/組織名:	
16. 勤務地:	
17. 業務上の地位:	
18. 職名:	
19. 勤務形式 (2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/ND-CP 号 2 条 1 項の定めに従い、具体的に記入):	
20. 給与額:	
21. 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間:	
22. 労働許可証の受領場所:	
23. 申請理由 (労働許可証再発給の場合のみ記載):	

I. 学歴 (2)

.....

II. 職歴 (3)

24. 勤務先

- 勤務先 その 1:

+ 勤務場所:

+ 業務上の地位:

+ 職名:

+ 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間:

- 勤務先 その 2:

+ 勤務場所:

+ 業務上の地位:

+ 職名:

+ 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間:

- 最終勤務先、又は現在の勤務先:

+ 勤務場所:

+ 業務上の地位:

+ 職名:

+ 勤務期間 (年/月/日) から (年/月/日) までの期間:

上記の情報が真実であることを誓約します。誤りがある場合には、法的責任を負います。

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所:
- 上記表題に記載した場所、
- 事務所において保管

注: - (1)の箇所は、労働・傷病兵・社会省雇用局/.....省(市)労働・傷病兵・社会局を記載する (原文では、上記(1)の箇所は空欄となっているが、翻訳文では記載した)。
- (2) (3)の箇所は、労働許可証再発給の場合には適用しない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照ください。

【通達 No.40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の様式 8 号、9 号】

様式 8: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部事項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公表される。

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
Socialist Republic of Vietnam
Independence - Freedom - Happiness

国章

労働許可証
WORK PERMIT

番号:
No:

労働許可証
WORK PERMIT

4 cm x 6 cm
カラー写真
Color photo

1. 氏名 (大文字): 2. 性別: 男 女
Full name (in capital letters) Sex Male Female
3. 生年月日:
Date of birth (day/month/year)
4. 現在の国籍:
Nationality
5. 勤務する企業/組織:
Working at enterprise/organization
6. 勤務場所:
Working place
7. 業務上の地位:
Job assignment
8. 職名:
Job title
9. 勤務期間: 年 月 日から 年 月 日まで
Period of work from (day/month/year) to (day/month/year)
10. 労働許可証発給の状況:
Work permit status
再発給 回目
Re-issuance
New issuance
労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省 (市) 労働・傷病兵・社会局長 (1)
(記名の上、署名、押印)
(Signature and stamp)

注: (1) の箇所は、労働・雇用局・社会省雇用局 / 省 (市) 労働・傷病兵・社会局長を記載する。 (添付では、上記(1)の欄は空欄となっているが、願書では記載した)

様式 9: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部事項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公表される。

企業/組織名 ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福
文書番号:
労働許可証免除となる外国人労働者の認定の件について 年 月 日 (地方名)

労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省 (市) 労働・傷病兵・社会局 (1) 御中

1. 企業/組織名:
2. 企業/組織の形態 (国内企業/外資企業/機関、組織/請負業者):
3. 企業/組織で勤務する労働者の人数合計:
内、外国人労働者の人数:
4. 所在地:
5. 電話番号:
6. メールアドレス:
7. 事業/活動許可証: 有効期間:
8. 連絡が必要な時のための企業/組織の書類提出者 (電話番号、メールアドレス):

外国人労働者使用の承認に関する による (年/月/日) 付文書 号に基づき、(企業/組織名) は、労働・傷病兵・社会省雇用局 / 省 (市) 労働・傷病兵・社会局 (2) に対し、以下に示す外国人労働者 (一覧表の添付あり) が労働許可証免除となる旨を認定するよう求める。具体的な条件は、以下の通りとする。

- 外国人労働者が労働許可証免除となる場合 (2016 年 2 月 3 日付政令 11/2016/ND-CP 号 7 条に定める各対象の内のいずれの対象に関するかにについて明確に記述する)
- 証明書類の添付 (各書類内容のリストを添付する)

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

文書受取場所:
- 上記表頭に記載した場所、
- 事務所において保管

参考: (1) (2) の箇所は、労働・雇用局・社会省雇用局 / 省 (市) 労働・傷病兵・社会局長を記載する (原文では、上記(1) (2) の欄は空欄となっているが、願書では記載した)

労働許可証免除申請をする外国人労働者に関する概要名簿
(企業/組織名) による (年/月/日) 付文書 号に添付

氏名	性別	生年月日	国籍	労働許可証免除申請に関する情報		労働する企業/組織	専門 (技能) レベル (あわび)	業務上の地位	職名	勤務場所	勤務期間	
				発給	有効期間							
1	男	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)										
2	女											
3												
合計												

企業/組織の代表者
(記名の上、署名、押印)

【通達 No.40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の様式 10 号、11 号、12 号、13 号】

様式 10: 政令 11/2016/ND-CP 号の一部事項の施行指針を定める 2016 年 10 月 25 日付労働・傷病兵・社会省大臣による通達 40/2016/TT-BLĐTBXH 号に付属して公表される。

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

外国人労働者記録簿

氏名	性別	国籍	出生年月日	労働許可証の発給年月日	労働許可証の有効期限	労働許可証の更新		労働許可証の延長		労働許可証の再発給		労働許可証の再発給の条件		労働許可証の再発給の条件		労働許可証の再発給の条件		労働許可証の再発給の条件	
						更新の有効期限	更新の有効期限	延長の有効期限	延長の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限	再発給の有効期限
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120
121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140
141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160
161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180
181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220
221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240
241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260
261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280
281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320
321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340
341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360
361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380
381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400
401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420
421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440
441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460
461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480
481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500
501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520
521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540
541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560
561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580
581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600
601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620
621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640
641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660
661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680
681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700
701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720
721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740
741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760
761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780
781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800
801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820
821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840
841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860
861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880
881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900
901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920
921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940
941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960
961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980
981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020
1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040
1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060
1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080
1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100
1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120
1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140
1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160
1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180
1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200
1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220
1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237			

【通達 No.40/2016/TT-BLĐTBXH に添付の様式 14 号、15 号】

40

【ベトナム出入国管理法 No.47/2014/QH13 号】

ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、国会は、「ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法」を公布する。

第1章 総則

第1条 適用範囲

本法は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する原則、条件、手順、手続き、権利、義務、およびそれに関わるベトナム国家機関、関連機関、組織、個人の権利、責任に関して定める。

第2条 適用対象

本法は、ベトナム入国・出国・乗り継ぎ・居住の外国人、ベトナム国家機関、ベトナムおよび外国の関連機関、組織、個人に適用される。

第3条 用語解釈

本法において、以下の用語は次のように解釈される。

1. 外国人とは、ベトナム入国・出国・乗り継ぎ・居住の外国籍証明書を所持する者および無国籍者をいう。
2. 外国籍証明書とは、旅券（パスポート）または旅券に相当する書類を含む外国の管轄機関もしくは国連により発給された書類をいう。
3. 国際通行許可書とは、いずれかの国の管轄機関によりその国に居住している無国籍者に対して発給される書類であり、ベトナムの管理当局に承認された書類をいう。
4. 入国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナム領土に入ることを行う。
5. 乗り継ぎとは、外国人が第3国へ向かうために、ベトナムを通過、またはベトナム国際出入国地点の乗継区域に滞留することをいう。
6. 出国とは、外国人がベトナムの出入国地点を通してベトナムの領土から出ることをいう。
7. 出国停止とは、ベトナムの権限者がベトナムに居住している外国人に対して出国停止を決定することをいう。
8. 退去強制とは、ベトナムの権限者が外国人に対してベトナムの出入国地点を通し、ベトナム領土から退去させる決定をすることをいう。
9. 居住とは、外国人がベトナムに常駐または、一時的に滞在することをいう。
10. 出入国地点とは、外国人が入国、出国できる区域をいう。
11. 査証とは、ベトナム当局により発給される外国人のベトナム入国認可書をいう。
12. 滞在認可とは、ベトナム管理当局が外国人に対して、ベトナムに滞在できる期限を認めることをいう。
13. テンポラリーレジデンスカードとは、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関が外国人に対し発給する、期限のあるベトナム居住許可書でありビザに代わりうるものをいう。
14. 常駐カードとは、出入国管理当局が外国人に対し発給する無期限のベトナム居住許可書であり査証に代わりうるものをいう。
15. 出入国管理当局とは、ベトナムにおける外国人の入

国・出国・乗り継ぎ・居住の管理義務を負う公安省に属する専任機関をいう。

16. 入国審査局とは、出入国地点における外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住の検査義務を負う専任機関をいう。

17. 外国におけるベトナムビザ発給機関とは、ベトナムの代表機関もしくはその他の領事に関する機能遂行を委任された機関（代行機関）をいう。

第4条 入国・出国・乗り継ぎ・居住の原則

1. 本法はベトナムの別途定める関連諸法令およびベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従う。
2. 独立、主権、統一および領土保全を尊重し、国家の安寧、社会の秩序と安全および国際関係の平等を保障する。
3. 公開性、透明性を確保し、外国人に対し便利な条件を提供するとともにベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住の管理を厳密に統一して行う。
4. 複数の旅券を所有する外国人は、ベトナム入国・出国・乗り継ぎ・居住の際にはその中のひとつの旅券のみを使用できるものとする。

第5条 禁止行為

1. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法律に従う権利、義務、責任を遂行する外国人、関連機関・組織・個人に対してその任務を妨害する行為。
2. 本法およびその他の関連諸法令に相反する手続き、および書類提出。ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する手続きに対して脅迫、妨害する行為。
3. ベトナムに不法に入国・出国・乗り継ぎ・居住をする行為。ベトナムの入国・出国・乗り継ぎ・居住のために書類を改ざんし虚偽の書類を使用する行為。
4. ベトナムの入国・出国・乗り継ぎ・居住のための関係情報、書類の改ざんを行う行為。
5. ベトナムの入国・出国・乗り継ぎ・居住を悪用し、ベトナム社会主義共和国に反抗し、機関、組織、個人の法的な権利・利益を侵害する行為。
6. 外国人がベトナムの入国・出国・乗り継ぎ・居住をするための許可書類の売買、貸与、貸借、内容の抹消、修正を行う行為。

第6条 ベトナム管理当局により発給された入国・出国・乗り継ぎ・居住の許可書類の没収、取り消し

本法第5条第3項、第4項、第5項、第6項および第21条第3項、第44条第2項第b号に定める禁止行為を行う外国人は、ベトナム入国・出国・乗り継ぎ・居住の許可書類を没収、取り消される。

第2章 査証（ビザ）

第7条 ビザの取り扱いおよび種類

1. ビザの種類（シングル、マルチ）および入国目的は変更不可とする。
2. ビザは個人に対し個別に発給されるが、父母、保護者の旅券を共用する14歳未満の子供はその限りでない。
3. ビザはパスポートへの付与（貼付）または別途支給とする。

第8条 ビザのカテゴリー

1. NG1: ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相に招かれた代表団のメンバー

2. NG2: ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長に招かれた代表団のメンバー、および大臣、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長と同等・相当の招聘者
3. NG3: 公館、領事館、国連所属国際機関、政府間代表機関などのメンバー、任期中に帯同するそのメンバーの配偶者、18歳未満の子供および家事使用人
4. NG4: 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関で就労する人、および外交の代表機関、領事機関、国連に属する国際機関、政府間代表機関などのメンバーを訪問する者
5. LV1: ベトナム共産党の中央に属する機関・部局、国会、政府、祖国戦線、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関、省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会で就労する者
6. LV2: 政治・社会組織、社会組織、ベトナム商工会議所で就労する者
7. DT: 外国人投資家、外国人弁護士
8. DN: ベトナムにおける企業で就労する者
9. NN1: 国際組織、外国の非政府組織の駐在員事務所の所長、プロジェクトの代表者
10. NN2: 外国企業の駐在員事務所の所長、支店の代表者、または外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の代表者
11. NN3: 外国の非政府組織、外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所で就労する者
12. DH: 研修・学習を行う者
13. HN: 会議、シンポジウムへの参加者
14. PV1: 常駐するジャーナリスト
15. PV2: 短期間活動するジャーナリスト
16. LD: 外国人労働者
17. DL: 旅行者
18. TT: LV1D、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD のビザが発給される外国人の配偶者、18歳未満の外国人、またはベトナム国民の父母、配偶者、子弟を持つ外国人
19. VR: 親族訪問、その他の目的を持つ者
20. SQ: 本法第 17 条第 3 項に該当する者

第 9 条 ビザ期限

1. SQ のビザの期限は 30 日を超えてはならない。
2. HN、DL のビザの期限は 3 カ月を超えてはならない。
3. VR のビザの期限は 6 カ月を超えてはならない。
4. NG1、NG2、NG3、NG4、LV1、LV2、DN、NN1、NN2、NN3、DH、PV1、PV2 および TT のビザの期限は、12 カ月を超えてはならない
5. LD のビザの期限は 2 年を超えてはならない。
6. DT のビザの期限は 5 年を超えてはならない。
7. 期限が切れたビザは新たに申請することができる。
8. ビザの期限は、パスポートもしくは国際通行許可書の有効期限より最低30日以上短い期限で発給される。

第 10 条 ビザ発給申請の条件

1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること。

2. ベトナムにおける機関、組織、個人によって招聘、保証されていること。
3. 本法第 17 条第 3 項に定める場合はその限りでない。
4. 本法第 21 条に定めるベトナム入国禁止対象者リストに該当していないこと。
5. 下記の場合に該当するビザ発給申請は、入国目的を証明する書類を提出しなければならない。
 - a) 投資目的の外国人は、投資法に準じるベトナムへの投資を証明する書類
 - b) ベトナムにおける弁護士実務の外国人は、弁護士法に準じる許可書
 - c) 外国人労働者は、労働法に準じる労働許可書
 - d) 研修・学習中の外国人は、ベトナムの学校または教育機関の受け入れ書類

第 11 条 別途ビザ発給のケース

1. パスポートにビザ発給用ページがなくなった場合
2. ベトナムとの外交関係のない国より発給されたパスポートを所持している場合
3. 国際通行許可書のみ所持の場合
4. 外交、国防、治安の事由により別途ビザが必要と判断される場合

第 12 条 ビザ免除のケース

1. ベトナムが加盟する国際条約に従う場合
2. 本法に従う常駐カード、テンポラリーレジデンスカードを使用する場合
3. 出入国地点の経済特区、特別な行政・経済局に入る場合
4. 本法第 13 条に定める場合
5. 外国の管轄機関により発給されたパスポートまたは国際通行許可書を保持する外国に居住するベトナム人、およびそのベトナム人の配偶者、子弟。ベトナム国民の配偶者、子弟である外国人は政府の規定に従ってビザは免除される。

第 13 条 一方ビザ免除

1. 一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国の決定は下記の条件を満たさなければならない。
 - a) ベトナムと外交関係のある国
 - b) その時々々のベトナムの経済・社会発展政策および対外政策に適合する場合。
 - c) ベトナムの国防、安寧、社会の秩序と安全を脅かさない。
2. 一方ビザ免除の決定の期限は 5 年を超えてはならないが延長されることもある。本条第 1 項に定める条件と異なる場合、一方ビザ免除の決定は廃止されるものとする。
3. 政府は、本条に従って各国の国民に対する期限のある一方ビザ免除に関して決定する。

第 14 条 外国人招聘、保証の機関、組織、個人

1. 本法第 10 条第 2 項に従う外国人の招聘、保証の機関、組織、個人は以下のとおりである
 - a) ベトナム共産党中央執行委員会書記長、国家主席、国会議長、政府首相
 - b) ベトナム共産党中央常務委員会、国家副主席、国会副議長、政府副首相、ベトナム祖国戦線中央委員会の委員長、最高人民裁判所長、最高人民検察庁の長官、国家監査員の総長、省庁の大臣および大臣に相当する者、省・中央直轄市の書記、人民評議会議長、人民委員会委員長

- c) ベトナム共産党中央に属する部局・機関、国会の機関、国会常務委員会に属する機関、ベトナム祖国戦線中央委員会、最高人民裁判所、最高人民検察庁、国家監査員、各省庁、省に相当する機関、政府に属する機関
 - d) 省・市の党委員会、人民評議会、省・中央直轄市の人民委員会
 - d) 政治・社会組織、社会組織の中央機関、ベトナム商工会議所
 - e) ベトナムの法律に従って設立された企業
 - g) ベトナムにおける外国の公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関
 - h) 外国企業の駐在員事務所、外国企業の支店、外国の経済組織、文化組織、その他の専門組織の駐在員事務所
 - i) ベトナム法令に従うその他の法人、組織
 - k) 国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくはテンポラリーレジデンスカードを保持する外国人
2. 外国人の招聘、保証の機関、組織は、法律に従って機能・義務・権限または取得した営業活動許可書の範囲内で招聘、保証を行うものとする。国内に常駐するベトナムの国民、ベトナムにおける常駐カードもしくはテンポラリーレジデンスカードを保持する外国人は、ベトナムへ入国する外国人を招聘、保証することができるが、招聘者、被保証人との関係を証明する書類を所持していなければならない。

第 15 条 外務省の管轄機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第 8 条第 1 項、2 項、3 項、4 項の定めに該当する外国人は、招聘人、保証人を經由して、外務省の管轄機関へビザ発給申請書を送付する。
2. 本法第 8 条第 1 項、第 2 項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関が在外国ベトナムビザ発給機関に対し外国人のビザ発給を指導するようにその機関へ書面にて通知すると共に、出入国管理当局へ通知する。
3. 本法第 8 条第 3 項、4 項に定める招聘人、保証人（機関、組織）は、外務省の管轄機関へ書面による外国人のビザ発給申請書を直接送付する。外務省の管轄機関は、出入国管理当局へ書面にて通知する。通知した日から 2 日営業日以内に出入国管理当局から回答がない場合には、外務省の管轄機関は、招聘・保証の機関、組織へ承認の回答を行いながら、在外国のベトナムビザ発給機関に対しビザ発給するように通知、督促する。
4. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合は、ビザの受領場所、受領場所選定理由および受領日時を明確にしなければならない。
5. 招聘・保証の機関、組織は、外務省の管轄機関より承認の回答を受けた後、外国人へ在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する。
6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発給を申請する機関、組織は、外務省の管轄機関にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第 16 条 出入国管理機関で行う外国人の招聘、保証申請手続き

1. 本法第 8 条第 1 項、2 項、3 項、4 項の定めに属さない外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を經由して出入国管理機関にて手続きを行う。招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理機関へビザ発給申請書を直接提出する。

2. ベトナムにおける社会組織、企業、その他のベトナム法令に従う法人、外国企業の支店、外国の経済組織・文化組織・その他の専門組織の駐在員事務所は、招聘・保証申請を行う前に、出入国管理当局へ書面にて通知すると共に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - a) 組織設立許可書もしくは設立に関する認可機関の決定書の謄本（要公証）
 - b) 組織の印鑑、法的代表者の署名のある登録書上記の通知は一回のみ実行され、変更が生じた場合には追加通知を行う。
3. 出入国管理当局は、ビザ発給申請書を受領した日から 5 日営業日以内に、審査し招聘・保証の機関、組織、個人に回答すると共に在外国ベトナムビザ発給機関へ通知する。
4. 招聘・保証の機関、組織、個人は、出入国管理当局より書面による回答を受けた後に、外国人に対し、在外国のベトナムビザ発給機関にてビザ取得手続きを行うことを通知する
5. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける場合、有効かつ不備のない申請書類を受領した日から 3 日営業日以内に（本法第 18 条第 1 項第 a 号、b 号、c 号、d 号に従う申請）、12 営業時間以内に（本法第 18 条第 1 項第 d 号、e 号に従う申請）出入国管理当局が審査し決裁する。
6. 在外国ベトナムビザ発給機関にて外国人のビザ発給を申請する機関、組織は、出入国管理当局にビザ発給通知にかかる費用を支払う。

第 17 条 在外国ベトナムビザ発給機関にてビザ取得

1. 本法第 15 条第 2 項に従う申請の場合、外務省の管轄機関からの指導、および本人のパスポート、写真が添付された申請書を受領した日から 1 日営業日以内に、在外国ベトナムビザ発給機関はビザを発給する。
2. 本条第 1 項に該当しない場合、ビザ取得対象となる外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人より通知を受けた後に、在外国ベトナムビザ発給機関へパスポート、ビザ発給申請書および写真を提出しなければならない。父母もしくは保護者のパスポートを共用する 14 歳未満の子供はビザ発給申請書の提出は不要である。
在外国ベトナムビザ発給機関は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関から通知を受けた日から 3 日営業日以内にビザ発給を行う。
3. 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、下記に該当する市場視察、旅行、親族訪問、病気の治療などの目的でベトナムへ入国する外国人に対して最大 30 日のビザを承認する権限を持つ。
 - a) 在外国ベトナムビザ発給機関と商務で関係する人、またその配偶者、子弟、もしくは現地国外務省の管轄機関によりビザ発給依頼書のある人
 - b) 現地国における各公館、領事館の保証外交文書のある人
4. 在外国ベトナムビザ発給機関の長は、本条第 3 項に定める対象のビザを発給した後、出入国管理当局へ通知しそのビザ発給に責任を負う。

第 18 条 国際出入国地点にて到着ビザ発給

1. 下記の場合において、外国人は国際出入国地点にて到着ビザを受領できる。
 - a) ベトナム入国ビザ発給機関が不在の国から渡航してきた場合
 - b) 複数の国を継続し經由してベトナムへ渡航してきた

場合

- c) ベトナムに会社のある国際旅行社主催ツアー、プログラムに参加する目的で入国する場合
 - d) ベトナムの港に停泊している船舶の船員で、別の出入国地点（他港）から出国する必要がある場合
 - d) 親族の葬儀参加あるいは重篤な病気の見舞い目的で入国する場合
 - e) 緊急事故、救助隊、レスキュー隊、災害防止、疫病対応、あるいはベトナム管轄機関からの要請による特別の理由により入国する場合
2. 国際出入国地点にて到着ビザ発給を受ける外国人は、出入国監査部署へパスポートもしくは国際通行許可書および写真が添付されたビザ発給申請書を提出する。父母あるいは保護者のパスポートを共用する14歳未満の子供は、父母あるいは保護者のビザ発給申請書を共用して申請することができる。
3. 出入国審査官は、出入国管理当局より受けた通知書と照らし合わせた上でビザ発給を行う。

第19条 出入国管理機関、外務省の管轄機関でのビザ発給

- 1. 新規ビザ発給を申請するベトナムに滞在している外国人は、出入国管理当局、もしくは外務省の管轄機関にてその手続きを行うために、機関、組織、個人に対し招聘、保証を申し込まなければならない。
- 2. 本条第1項に定める招聘・保証機関、組織は、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関へ外国人のパスポートあるいは国際通行許可書およびビザ発給申請書を提出する。
- 3. 有効かつ不備のない書類を受領した日から5日営業日以内に、出入国管理当局もしくは外務省の管轄機関は審査を開始しビザ発給を行う。

第3章 入国

第20条 入国条件

- 次に掲げる条件を満たす外国人はベトナムへ入国することができる。
- 1. パスポートあるいは国際通行許可書およびビザを所有していること。
- 一方ビザ免除国の国民によるベトナム入国外国人は、出国日よりパスポート有効期限が6カ月以上残存していること。また、前回ベトナム出国日から30日以上期間が経過していること。
- 2. 本法第21条に定める入国禁止対象リストに該当しないこと。

第21条 入国禁止対象

- 1. 本法第20条第1項に定める条件を満たさない者。
- 2. 父母、保護者あるいは委任を受けた者が同伴しない14歳未満の子供
- 3. 入国、出国、居住に関する文書偽造、虚偽の申告を行った者
- 4. 精神疾患または公衆の健康へ脅威を与える可能性のある伝染疾患に罹っている者
- 5. ベトナムから国外追放された日から3年が経過していない者
- 6. ベトナム退去強制決定が発効した日から6カ月が経過していない者

- 7. 疫病防止の事由により
- 8. 天災のため
- 9. 国防、安寧、社会の秩序と安全の事由により

第22条 入国禁止の権限

- 1. 出入国審査局長は、本法第21条第1項、2項、3項、4項、5項、6項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
- 2. 保健省大臣は、本法第21条第7項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
- 3. 農業農村開発省大臣は、本法第21条第8項に定める対象に対するベトナム入国禁止を決定する。
- 4. 公安省大臣、国防省大臣は、本法第21条第9項に定める対象に対するベトナム入国拒否を決定する。
- 5. 入国禁止の決定権を有する者は、入国禁止を解除する権限を有するが、法律上においても責任を負う。

第4章 乗り継ぎ

第23条 乗継条件

- 1. パスポートもしくは国際通行許可書を所持していること。
- 2. 第3国へ行く旅程に適合する手段のチケットを所持していること
- 3. 第3国入国のビザを取得済みであること。ビザ免除の場合はその限りでない。

第24条 乗継区域

- 1. 乗継区域とは、外国人が第3国へ渡航するために一時的に滞留する、国際出入国地点に属するエリアをいう。
- 2. 乗継区域は、国際出入国地点の管理機関により決められる。

第25条 空路の乗り継ぎ

- 1. 空路の乗り継ぎをする外国人は査証免除とするが、乗継便を待つ間は国際空港の乗継区域範囲内に滞留するものとする。
- 2. ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的で乗継時間中にベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証が発給される。

第26条 海路の乗り継ぎ

- 海路の乗り継ぎをする外国人は査証免除とするが、船舶が停泊する期間中は港の乗継区域の範囲内に滞留するものとする。ベトナムにある国際旅行社が実施するツアーに参加し観光する目的でベトナムへ入国する外国人は、乗継時間に合わせて査証認可が検討される。別の出入国地点から出国することを要望する外国人には、VRの査証が審査後発給される。

第5章 出国

第27条 出国条件

- 外国人は以下のすべての条件を満たした場合に出国することができる。
- 1. 旅券または国際通行許可書を所持していること
 - 2. 有効な在留許可書、またはテンポラリーレジデンスカード、常駐カードを所持していること。

3. 本法第 28 条に定める一時出国中止対象リストに該当していないこと。

第 28 条 出国一時停止および出国停止期間

1. 外国人は以下のいずれかに該当する場合、一時的に出国が停止される。

- a) 刑事事件の容疑者、被告人、またはそれらの関係者。民事、交易商業、雇用（労働）、行政、婚姻と家族に係る民事訴訟事件における申立人、被告人、またはそれらの関係者。
- b) 裁判所の判決文と決定、紛争処理評議委員会の決定を遵守する義務を負う者
- c) 納税義務を完了していない者
- d) 行政違反の処分決定に従う義務を負う者
- d) 国防と安全保障上の理由により

2. 本条第 1 項の定めは、司法支援法第 25 条に定められた、証拠提供のために海外へ引き渡される懲役刑に服している者に対しては適用されない。

3. 出国中止期間は基本 3 年を超えてはならないが、場合により延長することもありうる。

第 29 条 一時出国中止決定の権限、出国中止期間の延長、出国中止措置の解除

1. 捜査機関の機関長、検察院の院長、裁判所の執行裁判官、執行機関の長、競争協議会の会長は、自らの責任および権限の範囲内で、本法第 28 条第 1 項第 a 号、b 号に定める場合に対し出国停止措置を決定する。

2. 税務管理当局の局長は、本法第 28 条第 1 項第 c 号に該当する場合の出国停止を決定する。

3. 公安省大臣は、本法第 28 条第 1 項第 d 号に規定された外国人に対し、以下の場合一時出国停止措置を決定する。

- a) 警察当局より出された行政違反処分の決定を履行する義務を有する者
- b) 最高人民裁判所の所長、省大臣、省同級機関の長、省・中央直轄市の人民委員会委員長の要請に基づく場合

4. 公安省大臣と国防省大臣は、本法第 28 条第 1 項第 d 号に定める場合、一時出国停止を決定する。

5. 一時出国停止決定の権限を有する者は一時出国停止期間の延長、一時出国停止解除の権限を有するが、その決定について法律上の責任を負う。

一時出国停止を決定した者は、停止条件が無くなった時に、出国停止解除を決定する責任を負う。

6. 一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除の決定書は、迅速に出入国管理機関に送付し、その対象となった者へ通知されなければならない。

7. 出入国管理機関は一時出国停止決定書、一時出国停止延長、出国停止解除決定書を受領した後、その決定の執行組織に対し責任を負う。

第 30 条 強制退去

1. 外国人は、以下のいずれかの場合に強制出国となる。

- a) 一時的な滞在期間が満了したが出国しない場合
- b) 国防、国家安全、社会秩序、社会安全に係る理由により

2. 退去強制の権限は以下のとおりである。

- a) 出入国管理機関は本条第 1 項第 a 号の規定に該当する場合、退去強制の権限を有する。

b) 公安省大臣、国防省大臣は本条第 1 項第 b 号の規定に該当する場合、退去強制の権限を有する。

第 6 章 居住

第 1 節 滞在

第 31 条 滞在認可

1. 出入国審査官は、パスポートまたは別の査証に以下のとおり滞在期間の承認印を捺印する方法で外国人の滞在認可を行う。

- a) 滞在期間はビザ期間と同様である。ビザの期限が 15 日を超えない場合は 15 日の滞在期間を認める。DT、LD のビザに対しては、12 カ月未満の滞在の期間を認め、かつテンポラリーレジデンスカードの発給を検討する。
- b) ベトナムが加盟する国際条約によるビザ免除者に対しては、滞在期間は国際条約に従う。国際条約に在留期間に関する規定がない場合は、30 日間の滞在期間を認める。
- c) 国境経済区に入るために査証免除される者に対しては、15 日間の滞在期間を認める。行政経済特区に入る場合は、30 日間の滞在期間を認める。
- d) 一方ビザ免除ベトナムの国民に対しては、15 日間の滞在期間を認める。

d) 有効な常駐カードまたはテンポラリーレジデンスカードを所持する外国人に対しては滞在証明書を発給しない。

2. 外国人は認められた滞在期間の範囲内でベトナムに在留することができる。

3. ベトナムの法律に違反した外国人の滞在期間は、出入国管理当局により取り消し・短縮されることもありうる。

第 32 条 宿泊施設

宿泊施設とは、観光用の宿泊施設、ゲストハウス、外国人が仕事、労働、研究、研修を行う施設、医療施設、一軒家、または法律に従うその他の宿泊施設を含む、外国人がベトナム領土に一時滞在する場所をいう。

第 33 条 在留申告

1. ベトナムに一時的に滞在する外国人は、宿泊施設の直接管理者および運営者を經由し、居住地の市町村の警察幹部、または居住地の警察当局に在留を申告しなければならない。

2. 宿泊施設の直接管理者および運営者は、該当外国人が宿泊施設に到着してから 12 時間以内に（施設が遠隔地または奥地にある場合には 24 時間以内に）在留申告書を記入し宿泊施設が所在する市町村の警察官または警察当局に届出しなければならない。

3. ホテルなどの宿泊施設は、外国人の在留申告を送信するためにインターネットにアクセス、または省および中央直轄市の出入国管理当局とのコンピューターネットワークに接続していなければならない。インターネットにアクセスできる宿泊施設は、外国人在留申告書を省および中央直轄市の出入国管理当局の電子メールアドレス宛に直接送信することができる。

4. 居住地の変更、または常駐カードに記載される住所と異なる場所に居住する外国人は、本条第 1 項の定め従って在留を申告しなければならない。

第34条 工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区、国境地域および特別な行政経済単位における滞在

1. 外国人は工業団地、輸出加工区、国境経済区、沿岸経済特区に所在する宿泊施設に滞在することができるが本法第33条に従って在留を申告しなければならない。
2. 外国人は、陸上国境の禁止区域または活動が停止された地域、海上国境の禁止区域または活動が停止された区域に滞在することはできない。国境地域、または国境地域における町、都市、観光サービス地区、行政局、経済特区、その他の経済地区に一時的に滞在する場合は本法第33条に従って在留を申告しなければならない。外国人の在留申告書を受ける機関は、宿泊施設が所在する地域の国境警備局に通知しなければならない。

第35条 在留資格の延長

1. 在留資格延長を希望するベトナムに在留している外国人は、招聘・保証の機関、組織、個人を経由して出入国管理当局または外務省の管轄機関にて申請手続きを行う。
2. 本条第1項に該当する招聘・保証の機関、組織、個人は、外務省の管轄機関と（本法第8条第1項、2項、3項、4項に該当する場合）出入国管理当局（本法第16条第1項に該当する場合）へ外国人の在留資格延長の申請書および旅券または国際通行許可書を直接提出しなければならない。
3. 出入国管理当局、または外務省の管轄機関は、不備のない申請書類を受領してから5日営業日以内に、外国人の在留資格の延長を検討し決定しなければならない。

第36条 テンポラリーレジデンスカードの発給およびテンポラリーレジデンスカードの記号

1. ベトナムにおける公館、領事館、国連所属国際機関の駐在員事務所、政府間代表機関などのメンバーである外国人、またそのメンバーの任期中に帯同する配偶者、18歳未満の子供および家事使用人に対してはNG3のテンポラリーレジデンスカードが発給される。
2. LV1、LV2、DT、NN1、NN2、DH、PV1、LD、TTのビザが発給された外国人は、ビザと同じ記号のテンポラリーレジデンスカードが発給される。

第37条 テンポラリーレジデンスカード発給申請の手続き

1. テンポラリーレジデンスカード発給申請書類は、以下のとおりである。
 - a) 招聘・保証の機関、組織、個人の申請書
 - b) 写真添付のテンポラリーレジデンスカード発給申請書
 - c) パスポート
 - d) 本法第36条に該当する証書類
2. テンポラリーレジデンスカード発給認可処理は以下のとおりである。
 - a) ベトナムにおける公館、領事館、またはその他の外国の代行機関はNG3のテンポラリーレジデンスカード発給申請書類を外務省の管轄機関に提出する。
 - b) 招待・保証の機関、組織、個人は、その機関、組織が所在、もしくは招聘・保証の個人が居住する地方の出入国管理当局へ本法第36条第2項に該当する外国人のテ

ンポラリーレジデンスカード発給申請書類を直接提出する。

- c) 出入国管理当局または外務省の管轄機関は不備のない申請書類を受領してから5日営業日以内に、テンポラリーレジデンスカード発給を検討し決定する。

第38条 テンポラリーレジデンスカードの期限

1. テンポラリーレジデンスカード期限はパスポート期限満了日の30日以前までとする。
2. NG3、LV1、LV2、DTまたはDHのテンポラリーレジデンスカード期限は5年を超えてはならない。
3. NN1、NN2、TTのテンポラリーレジデンスカード期限は3年を超えてはならない。
4. LD、PV1テンポラリーレジデンスカード期限は2年を超えてはならない。
5. 期限が満了したテンポラリーレジデンスカードは新規発給が検討される。

第2節 常駐

第39条 常駐が認められる対象

1. ベトナム国家の建設、国防に貢献し、かつベトナム国家の勲章、徽章あるいは荣誉称号を授与された外国人
2. ベトナムに滞在している科学者、専門家である外国人
3. ベトナム国籍を有し、かつ居住している父母、配偶者、子供を持つ外国人
4. 2000年より前からベトナムに連続して滞在している無国籍者

第40条 常駐が認められる条件

1. 本法第39条の規定に該当する外国人は、合法的な居住場所を確保し、ベトナムにおいて安定して生活できる収入があること。
2. 本法第39条第2項の規定に該当する外国人は、その外国人の専門分野に係る省庁大臣、省庁に相当する機関・政府に属する機関の長の招請がある場合。
3. 本法第39条第3項の規定に該当する外国人は、ベトナムにおいて3年以上連続して滞在していること。

第41条 常駐認可手続き

1. 外国人は出入国管理機関にて常駐申請を行う。申請書類は以下のとおりである。
 - a) 常駐申請書
 - b) 国の管轄機関により発給された無犯罪証明書
 - c) 申請者の自国公館より発給された居住認可を申請する外交文書
 - d) パスポートの謄本（要公証）
 - d) 本法第40条に定める常駐考慮条件を満たす証書類
 - e) 本法第39条第3項に定める外国人の保証書類
2. 公安省大臣は、不備のない書類を受領した日から4カ月以内に審査をし常駐を認める。追加審査が必要な場合は期限を延長することができるが延長期間は2カ月を超えてはならない。
3. 出入国管理当局は、常駐申請者および外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関へ書面にて審査結果を通知しなければならない。
4. 外国人が常駐する予定の省・中央直轄市の公安機関は、出入国管理当局の通知を受けた日から5日営業日以内に

外国人へ常駐認可を通知する。

5. 外国人は、常駐認可の通知を受けた日から3カ月以内に常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関にて常駐カードを取得する。

第42条 無国籍者に対する常駐認可

1. 本法第39条第4項に定める無国籍者は、常駐する予定の省・中央直轄市の公安に属する出入国管理機関へ常駐申請書類を提出する。書類は以下のとおりである。

- a) 常駐申請書
- b) 本法第40条第1項に定める条件を満たし、かつベトナムにおいて2000年より前から連続して滞在している証明書類
- 2. 無国籍者に対する常駐認可手続きは本法第41条第2項、3項、4項、5項に従う。

第43条 常駐カードの更新、再発給

1. 常駐カードは、省・中央直轄市の公安が発給する。在留外国人は10年毎に省・中央直轄市の公安にて常駐カードの更新申請を定期的に行う。申請書類は次のとおりである。

- a) 在留カード更新申請書
- b) 常駐カード
- c) パスポートの謄本（要公証）、無国籍者はその限りでない。
- 2. 常駐カードの紛失、破損、損傷、またはカードに記載されている内容に変更が生じた場合、外国人は常駐している省・中央直轄市の公安にて常駐カードの再発給手続きを行わなければならない。申請書類は以下のとおりである。
- a) 在留カード再発給申請書
- b) 発給された在留カードを紛失した場合は紛失申告書が必要。
- c) パスポートの謄本（要公証）、無国籍者はその限りでない。
- d) 常駐カードに記載されている内容の変更を証明できる証書類
- 3. 省・中央直轄市の公安は不備のない申請書類を受領した日から20日以内に外国人に常駐カードを発給する。

第7章

外国人の権利・義務、ベトナム入国・出国・居住の外国人の招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

第44条 外国人の権利・義務

- 1. ベトナム入国・出国・乗り継ぎ・居住の外国人は、次に掲げる権利を有する。
- a) ベトナム社会主義共和国に居住する期間中は生命、名誉、財産およびベトナム法令に準じるその他の権利が保護される。
- b) テンポラリーレジデンスカードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。さらに自己の招聘・保証機関、組織の合意によってテンポラリーレジデンスカードの期限と同様に配偶者および18歳未満の子供の同居を保証することができる。
- c) 常駐カードを所持する外国人は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する祖父母、父母、配偶者、子供を保証することができる。
- d) ベトナムにおける合法居住外国人は、許可を得なくと

もベトナム領土を移動し、観光、親族訪問、治療の多目的を兼ねることができる。禁止区域あるいは移動・居住制限区域への立ち入りは法律の規定に従う。

d) ベトナムへ入国する船舶の船員は、その船舶が停泊している省・中央直轄市の範囲内で上陸することができる。その地域の範囲外へ移動、または別の出入国地点から(他港)から出国する必要がある場合にはビザ発給が考慮（審査）される。

e) 公館、領事官、国連に属する国際機関、政府間代表機関に従事する外国人の夫、妻、子供は、労働許可書を所持すれば就労することができる（労働許可書発給免除対象は除く）。また、学校、教育機関の受け入れ書類があれば学習をうけることができる。

g) 国際条約、国際合意書による学校または教育機関で学習している外国人は、その学校、教育機関の合意書があれば労働と学習を兼ねることができる。

h) 外国に居住する無国籍者は、観光、親族訪問の目的でベトナムへ入国することができる。

i) ベトナムに居住している無国籍者がベトナムからの出国を要望する場合には、公安省は国際通行許可書の発給を検討する。

2. ベトナム入国・出国・居住の外国人は、以下の義務が課される。

- a) ベトナムの法律を遵守し、ベトナムの文化、習慣、慣行を尊重すること。
- b) ベトナムにおける活動が入国目的に適合していること。
- c) 移動する際にはパスポートもしくは国際通行許可書、ベトナムにおける居住に係る書類を持参し管轄機関により求められた場合には提出すること。
- d) 他の国に駐在するためにベトナム領土から出国する外国人は、出入国地点における出入国審査局に常駐カードを返納すること。

第45条 招聘・保証機関、組織、個人の権利・責任

- 1. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる権利を有する。
- a) ベトナム法令の下で設立された機関、組織は自らの役割、義務、活動の範囲内で外国人の招聘・保証申請を行うことができる。
- b) 国内に住居するベトナム国民は、親族訪問の目的でベトナムへ入国する配偶者の祖父母、父母、配偶者、子供、兄弟である外国人を招聘・保証することができる。
- c) 国内に居住するベトナム国民は、父母、配偶者、子供、兄弟である外国人が行う居住申請もしくはレジデンスカードの申請に対して保証することができる。
- 2. 招聘・保証機関、組織、個人は次に掲げる責任を負う。
- a) 本法に従ってベトナム入国、出国、居住の外国人の招聘・保証申請を行う。
- b) 外国人が法令を遵守しベトナムの文化、習慣、慣行慣行を尊重するように教示する。
- c) 法令の下で保証の責任を遂行するとともにベトナムの管轄機関と協力し、招聘・保証した外国人に係る問題を解決する。
- d) ベトナム滞在期間における外国人の活動の管理に対して管轄機関に協力する。また、宿泊施設業者と協力し外国人の在留申告を行う。
- d) 事前許可を得なくてはならない業種、分野に従事する外国人を招聘する場合、招聘・保証する前に、その業種、分野の管理機関にて手続きを行う。
- e) 外国人の取得した入国・出国・居住の許可書有効期間

内でも保証に値しないと判断される場合は、出入国管理機関へ書面にてその旨を通知し該当する外国人を強制的に退去させるよう関係機関と協力する。

第8章

ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する各機関、組織の責任

第46条 政府の責任

1. 国家は、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住を一元管理する責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理のために、各省庁、省に相当する機関、省・中央直轄市の人民委員会と相互に協力できる仕組みを規定する責任を負う。

第47条 公安省の責任

1. 各省庁、省に相当する機関と協力し、ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住の管理について政府に対し責任を負う。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法令の制定を主導し、権限機関からの公布、もしくは法律の規定範囲内で公布する。
3. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法令を執行する。
4. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に係る許可書類を発給する。
5. 法令に従って、国際出入国地点における入国・出国・乗り継ぎに関して監査を行う。
6. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する検査、監査、異議申し立ておよび告訴の審査・解決処理を行い、また法律違反に対しては処分を行う。
7. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する書類の雛形（フォーム）を制定する。
8. ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する国家による統計を行う。
9. 管轄範囲内で国際協力を行う。また、管轄機関にベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請する。

第48条 外務省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住の管理を行う。
2. 本法に従って外国人に対するビザの発給・修正・追加・取り消しおよびテンポラリーレジデンスカードの発給・取り消し・延長を行う。
3. 在外国ベトナムビザ発給機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法令の施行を指導する。
4. 管轄機関に対しベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する国際条約の締結・加盟を要請（提案）する。

第49条 国防省の責任

1. 公安省と協力して、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住の管理を行う。

2. 法律に従って、出入国地点における入国・出国・乗り継ぎに関する監査を行う。本法の下でビザの発給・修正・追加・取り消しを行い、滞在証明書を発給する。
3. 国防省が管理する出入国地点において、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法令違反を審査し処分を行う。

第50条 各省庁、省に相当する機関の責任

本法第48条、第49条の規定に該当しない省、省に相当する機関は、管轄範囲内で、ベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住の管理に公安省、外務省、国防省と協力する責任を負う。

第51条 各級人民委員会の責任

1. 管轄地方(地域)における外国人の入国・出国・居住に関する法令を執行する。
2. 人民委員会所属専門機関に対し、本法に従って管轄地方における外国人の居住の管理を指導する。
3. 管轄地方における外国人の入国・出国・居住に関する法令の啓蒙、普及に努め、指導を行う。
4. 管轄地方における外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する検査、監査、不服申立および告訴告発の審査・解決処理を行い、法律に違反している場合は処分する。
5. 市町村の人民委員会は、本条第1項、2項、3項、4項の規定のほか、宿泊施設の活動を把握し、自らの地方における外国人の居住・活動を管理する。

第52条 ベトナム祖国戦線中央委員会およびその委員会の会員の責任

1. 各国家機関と協力して、一般国民の本法の運用を啓蒙、普及、宣伝、教育する。
2. 機関、組織、個人がベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に関する法令を施行することに対し、検査、監査を行う。

第9章 施行条項

第53条 移行規定

本法の発効日より前に発給されたベトナムにおける外国人の入国・出国・乗り継ぎ・居住に係る書類は、その書類の有効期限が満了するまで継続して施行される。

第54条 施行効力

1. 本法は2015年1月1日より発効する。
2. ベトナムにおける外国人の入国・出国・居住に関する法令第24/1999/PL-UBTVQH10号は、本法発効日より失効とする。

第55条 細則

政府は、本法の各条、各項について細則を定める。
本法は、2014年6月16日付 ベトナム社会主義共和国の第13回国会会議第7回期において承認された。

(国会議長 グエン・シン・フン署名)

辞令（Appointment letter）サンプル

日本、2017年 月 日

任命書

.....殿

本状をもって、貴殿が...年...月より...株式会社に入社し、...年...月より...（日本での役職を記入）を経た者であること、および...年...月...日から...年...月...日まで....（ベトナムでの役職を記入）に任命され、その諸条件が以下のとおりであることを確認する。

給与

給与は任命書が有効となる日より、月次の給与明細書にて通知される。

給与は、会社の社内規定の定めるところにより調整される。

賞与および諸手当

会社社内規定の定めるところにより、賞与および諸手当を受ける権利を有するものとする。

ベトナムにおける住居

ベトナムにおける住居に関して、.....（注：現地法人、あるいは本人）が家主に対して支払うものとする。

ベトナムにおける納税義務

会社は本任命に伴う貴殿のベトナムにおける所得に対する個人所得税の支払に対し責任を負うものとする。（注：税金を会社が負担する場合の記述）

我々は貴殿がこの新たな職務を全うすることを期待する。

.....会社の代表者

.....
法的代表者

- 発行： 2017 年 1 月
- 作成者： 日本貿易振興機構（ジェトロ）
ハノイ事務所
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課